貞丈雜記

五

ワ 3
6822
5

門ワ3
號6822
卷5

貞丈雜記卷之五

裝束之部目錄

一素襖之事　廿ヶ条　圖
一肩衣之事　四ヶ条
一上下之事　四ヶ条
一大口之事　圖
一指貫之事　圖
一葛袴之事
一水干之事
一盤領方領之事　圖
一狩襖之事　二ヶ条
一半袴之事
一直垂之事　廿二ヶ条　圖
一狩衣之事　圖并布衣之事
一小袴之事
一長絹之事　五ヶ条　圖
二ヶ条　圖

昭41年12月20日
原安三郎　寄贈

41-9177

一十徳之事　三ヶ条　圖
一脛巾之事　圖
一草袴草衣之事
一束帯之事
一褂之事
一出衣之事
一腰紲之事
一端袖之事
一山伏装束之事　二ヶ条　圖
一狩装束之事
一四幅袴之事　圖
一行縢之事　六ヶ条　圖
一女房衆装束之事　圖
一冠之事
一衣之事
一袖之事
一下袴之事
一纐纈着之事
一腰當之事
一袖細之事
一傍續之事
一御幘之事　圖
一御引直衣之事
一紅梅二品有之事
一穀織之事　圖
一浮線綾之事　圖
一白襖之事
一繻線綾之事
一練色之事
一壮丹色之事
一裘代之事　三ヶ条　圖
一金巾子御冠之事　圖
一小口之御袴之事
一綾之文小葵之事
一固文浮文之事
一二重織物之事
一縮線綾之事
一奥綾之事
一練之薄物之事
一蒲萄染之事

一麹塵之事
一朽葉之事
一平絹羽二重之事
一筥形之事　圖
一片色之事
一赤并板引之事
一瑩之事
一紋丸之内画事
一ツ襟之事
一淨衣之事

一海松色之事
一羅之織目之圖
一夏冬生糸練糸之事
一一斤染之事
一綾文之事
一引倍支之事
一衣紋之始之事
一搔練之事
一當色之事
一褐衣之事

一小袍之事
一入紉之事
一練貫之事
一直綴之事
一鼻高沓之事
一袖括之事
一子持筋之事
一凡裝束着様之事

以上

一指子之事
一細長之事
一武家内衣之事
一淺沓之事　圖
一深沓之事
一夜具之直垂之事
一火事裝束之事

貞丈雜記卷之五

伊勢貞友
千賀春城　同
岡田光大　校
門人

裝束類之部

一素襖の事襖之字ハ玉篇と云書に袍襖と注したり袍も襖も一類なるゆへ玉篇に袍襖と續て云ひたる也袍襖ハ上に着る裝束にて襟服也此襟服ハ官位ある人ハ續あらを以て縫ふ也無位無官の者ハ麻布を以て縫ふゆへ素襖と云也素とハのぶるもなく麁相なるを云也襖字の音ハアフ也アフの音轉して

ノヲとよみて和訓の公家(クゲ)の朝服(テウフク)は朝服とハ朝廷一出仕
ことゝなれり 禁中の袍(ハウ)と云服あり襖(アフ)と云服あり衣服令(エブクリヤウ)と云古書に文
事也 官の服を袍と云 文官とハ學文を本として世を治る政事を專に執行ふ司也 是ハ縫腋(ホウエキ)の
衣也 縫腋とハ両方の脇をぬひ 武官の服を襖(アフ)と云 武官とハ武道
を本として天子を守護する司を云也大將中將
少將左衛門右衛門左兵衛右兵衛の類なり 是ハ闕腋(ケツテキ)
の衣也 闕腋とハ両方の脇をぬひ
かさがはなけておくを云なり 此襖の事を後代ハ闕
腋の袍と云 本名ハ襖(アフ)歟

素袍ト云名目ノ古書ニ見エシハ寛正應仁文明ノ比ノ書ニ見ユ上下ト云名目ハ應永ノ比ヨリ見ユ其以前ノ書ニ素袍上下ト云フ見エズ地基ハ越後布

一 素襖(スアフ)とも書き又素袍(スハウ)とも書く襖の字をよしとすべし古
書に皆襖の字を用ひり又かなに書くにはいろ又まはり
などく書くハ悪しまはふと書べしすあふと云てまあをと

又モジサイミニ単也冬ハ麻又ハ布ヲ用是又単也

よむ事本也あふひと書てあをひとよむと同し例也 素袍と書
くるもあしきにハあらざれとも古書にハ多く
素襖と書なれされバそれに限ふべし

一 まあふのむ稱に付くる皮をひもともひも皮とも云也 案
し閲書に云まあふのひも草の事黒梅(クロムメ)小紋の付くる紀伊(キノ)
國草(クニカハ)に就由中に金仙寺ハ伊勢守貞宗事 黒梅を用ひし紫草ハ歩
まのせてハ付ゆのじき由ふるき人ハ就中にしまべて紫色ハ公方様に用の
色なる故何にも 紫色ハ憚りしと 左云近年あつのひもにハずに憚らぬ 當世
見及にハ丹波目結(ノユヒ)目結トハかのこを染る形り むきめ草くろき草に赤
紋を付くる那里 などをむもに付くまにさもあるべくに就又
ひもハひとなんとて 一文のひろさん 昔より定まるなり

てゆを今ハ鉢の外ひろくゆ不可然ゆ云々

一素襖のひもの結拾ハひもを先中より二つに折て折めれ方をれてまむきびすしておく也然れハ身後ニ結ぶ事

那里（かろこなとハ西方ヨリ事なるゝ）砂陪膳（シヤクハイゼン）など勤る時ハ外手をもぶく

ほかふ事何る時ハ此もの結ぶるをときて小袖とまあふ

の事へ入て内まて帯の通りまもさえ墨也旧記ひもを

納るとあるハ此事なり今ハ此もを結事を知らぬ人多く

紐を下へ引くべしてもの海の前腰の内へ引入て墨也

古風を知らぬなり

一素襖ハおそき草をむきひて紋の上に付るをきくとぢ給

云条々関書ニ云きくとぢハ其あふを右ころバ入さゞ給ひて

此へども今ハそくいまて付ゆきくとぢも大に見へゆ云々

示すてとぢ付給事本儀なり

一其あふ袴と云ハ其あふの下にもくも袴の事也其あふと同

し色同紋ゆ也又其あふと其もう海の事を

其あふもの海といふ事も何り

一素襖杏（ヒタシ）蠹（シ）などの紋いましへハ家の紋のこふ限らず色々

の紋をも付し也家の紋付る事も勿論也婚迎記にもあくハ

もの海のもんハまひ霧とも是まめ君よりむと殿へ進上

のもあふの紋を云又道照愚草に手ニ折差用の事（中略）

紋の事ハ家々の紋付ゆ方もゆ大畧松竹霍兎なと也異

相なる紋なとハ不付ハ云々蜷川記云上下の（上下とハ是あふ也）色なる
何也も不付ハ先あさぎうちんむくのこ以品能ハ又うちあ
ハ大暑あさぎすてハ入道などハうちんのを善ハ紋の事
ハ松升霧氣木を付ハ又家の紋をも付ハ小紋の上下ハ
暑紋すてハ（小紋の上下とハ大なる紋付ず小紋ばかりし）近年もやりハ又法聞書
条々に云春の出仕（シユツシ）衣裳の事もあふ袴黄色に染て同
の黄（セウ）貌（クハン）の物を肩に付也則柳よし夏の上下の事地
を水色に染松を肩に付也秋の上下の事地をむすぶ
染桐の葉又ハ同の季（ミ）を紋に付也冬の上下ハ黒か本
也又義（ヨン）詮（ノリ）公法条内紙武ニ云歩行兵三百人各家紋付

春成相傳聞書云
素襖染色の事
浅黄かちん茶染
梅ゟ梅ホ何も
ゟし云々

たる事盛帯劔也云々又殿中日々記寛正六年八月廿二日
細川殿馬場において犬追物有しまを記したる所に貴殿
（伊勢守貞親夏）法もあふ地かちん越後布に紋ゆるゝおもたかぬひめ
ぼけそのとをまふ（ぬひめつけとハ切付紋の事）三寸あまりの筋一ツを
ゆ有又武庫（伊勢兵庫助貞宗事）法馬（月毛）法もあふ地白地文
にひかきをうちんに葛の葉をこぼれもんにも元ぎ又
備州（伊勢備中守貞藤事）法馬（黒栗毛）法もあふ地かちんに尾長鳥
二ツぬひめ付云々（ぬひめ付とハ今の切付紋の事なり）右素襖直垂の紋家
の紋すても外の紋すても付たる說文なり条々ゆ出云
もあふもう浦のさきぬ袴などの紋の事まで目にたゝぬが可

紙は 是又家の紋をも
あき外の紋を云 さのこちいさきも又大なるも人によるべ
し房小者（バウコモノ）は人の目に立ぬ程なるが能はさもとある人は
長刀持ツ者ノ事
すぐめにたゝぬがよくは

一 まあふの紋に記やうもんと云事其紋の内を色々にいろ
ぞりたるを云正月は事始記に云記やうもんとは色をつ
くして深くるを記やうもんとは御禁制すれば只二色を以
ていろへは事に紙は宗五一冊授書に云記やうもんは三色にい
ろへたるを中は又云草木の葉色々に色どりたるを記やう
もん付中は条々少書に云かゝまきひやうもんは御禁制すれ
は是は一段のもれの時きせうすべき為也又云記やうもん

とはたとへば三色にて深くる事すれば二色を三色四色に深くる
紋二ツ
そるは不苦それは記やうもんすれば なぐいろへ者る麁し法成
次才古実に云ひやうもんの事 まあふもう麁 地色の事 そめ色何すれ
もはへかし三色すれば（紋の事）へば記やうもんすれば あさぎ、梅、ありやも、
此三色を一具の内に深くるは記屋うもんすれば又何さぞ、今
紋一ツの事
やも、こ紀梅、うも梅、記もちや、うき、かちん、など一具のうちに
深くるは中しふ及中は麁ちゝの色を三色に取合はて深
くるはひやうもんすれば但見などは人なし このまぎは又は人
の中間小者などは法御法におよばずは同朋（ドウボウ）などの事是も
不及御法は 東鑑巻二十に 評文（ヒヤウモン） 水干（スイカン）に着ニ紅葉菊花
曽我物語ニ狂文狩衣アリ

一 もあふの深様にこうまきと云事 寛正五年四月 礼河原（タスカハラ）
勧進能（クハンジンノウ）機（サンシギ）の事 公方様に小者もあふこうまきけつこう
也とも条々聞書にかうまき記ゆうもんハ法禁制也 一隠れ
の時着せるべきなり也 云々 こうまきハこう巻也 和の巻深也 布
をかうく巻て手上を糸まてかうく巻て和まて深て後巻さる
糸をとけバ糸の所ハ白く外ハ和まてまるし 今 紀志ぼりと
云 数人一名を巻深とも云也 殿中日々記 寛正六年三月
四日花見の御成の事を記したる所に法所様上様各法供
庇上下巻深也 かうまきと書ハ非也 こうまきと出来し

一 もき事襖と云物あり 条々吵書に云もきもあふとハ越後

伍光茂カ犬
進物ノ繪ニスキ
スアフヲ着タル
射手アリ

布を深さるを申ハ是ハ六月七月各着ハ八月朔日よりあんきと
もあふまてハ常時もきすあふ法免の御礼など 其中入ハて
年中めしハ事 孫数由 金仙寺（伊勢守貞宗事）のさまひハし云々 越後
布とハ今のちぐこ也 あつきもあふとハ者の布のもあふを云

一 もぢのもあふと云物あり 法供古実に云もぢのもあふの事
殿中へハめしハまぐくハのさきぬの事も同前まてハ射手
もあふにハ不苦ハ条々聞書に云もぢさまこうハかりもあふも
殿中へハ着ハいずれのげまてハ射手もあふ鞠などにハ用ハ
つるそれもきとしたる時ハ斟酌大なるべき由ハし云々 当時
のもぢうくさぬも古よりあり 右の法供故実にあり

一素襖の深揚によう深くと云事有真鏡犬追物記ニ云犬射素襖
襖はより深とて五色に細筋を押よせてむかう深にさせ
事なるへし

まち傺の事小袖の部見合へし

射手衣あるハ袖をたくよりもちいさくきる犬追物の云事なり

一射手衣あるとて別の事なし犬追物笠掛なと射る時に着る
衣あるの事とて名付るき射手なとハ人の目に立る揚に風流に
染て着る也犬追物の時着るを犬射衣あると云笠掛の時
ハ笠掛衣あると云すへてハ射手衣あると云也

一小素襖と云ハ別の事なし上ハ常の素襖のことくして袖
一幅半也下ハ長袴を着ずして袴のくくり足の仕立てし
ますてとてく裾の短き袴を着る事を云也袴を短くし
たる也今の半袴也深揚紋なとハ上と同し揚にする也笠掛日
記細川澄元云むかしの時は将軍家蜜猟衣大帷子素袍か小素
袍以下二月三日前よりきまれてむしをかけ候又射手
装束ものわきさしこのけをして当をすて候今ハ小素袍の行
膝皆すたし射手也と云て今ハとハ永正年中をさして云之へ又云小
素あふハよのつねのより袖おちいさくへしそての幅のはそへ内の方
へ折入てくくりて其内へ草を廣サ五分ほとのにして付入れて
くくる時引出して結へし東山年中行事 永正六年大舘尚氏記也 云正月元日今日出
仕之面々着大口直垂走衆皆小素袍々々

一うちこのけ素襖と云ハ素襖の上を袴の内へ入込て羽織を

着るごとくおゝひて着るを云其上袴ある事也かたかけ肩(カタ)
衣(キヌ)と云も同じ心也おゝひまはりおゝかけの大きぬおゝかけ思
附し狼藉ある由緣に書に見へたり

素袍の上と下同色同紋なるを上下と云上と下と色も紋も違ひたるを素袍の袴と云紋は同じ紋にても上下色違ひたるは素袍の袴と云なり

一 御供古実に云素袍の袴の紋をひとつにして ひとつにしてとは同じ紋にて色ちがひ 紋をばいはず 地の色を上下の色を替(カエ)てめし候方も御大に略儀までは有べし
儀までは自然はさのみあらためし候ても御紋何も略儀までは 上はさいみのかみ下は色の袴也 若おさなき方などは猶もくるしからず
御紋又はあるまじく候云て今のつき上下とて肩衣と袴
色の違(チガヒ)たるを用るも是より出たる事なるべし
一 舊記ならびにしるし 上と下と同じ色同じ紋にて一對なるを云 又素襖上下の時などくあるは皆素襖

素袍の事也今は肩衣袴を上下と云ふ 狩衣の体にも又くはしく末に記す
一 素袍引と云は古は酒宴の時人に盃をさして献ずる
素袍をぬぎて盃さしたる人に渡のはかまのひもぬきたるを
云也刀引と云も同じ心にて盃をさして太刀をつかはす也古は
酒宴の時毎度ある事なりしを舊記に見えたり
一 素袍ぬぎと云は猿楽(サルガク)に能をさせてみる時素袍をぬぎて
猿楽にとらする事也翌日猿楽その素襖を持て其人の
家へ持て廻りて名因を申受る也素袍をぬぎの時素袍
并ぬぎて袴は着る事なれば吾載之別の素襖を返す事
なし是も酒宴の時の事也旧記にあるなり袖ぬきと云も同

し心形り

一あるハ今後も知りたるものなれども左
に絵図をあらはしおくえまべて七人の知りて珍しかるぬ
事をも書記して置へきなり也古の人是以後も知りたるなり
我記しおきたるが今の世の證據(シヤウコ)にある事多き也
貞丈云素襖と云股鎌倉将軍代までハ其名ゆゑ元ず東
鑑に見えば其(フレ)より已前の出にハ猶見へず京都将軍以来
の出に見えたり古代ハ無垂をいて鹿人(シヨジン)の常服(ジヤウフク)とせり
按るに素襖と無垂裁縫(サイホウ)違たる不なし素襖も本ハ
無垂なるべし然るを京都将軍の代に至て布(ヌノ)無垂の後の

○素襖前

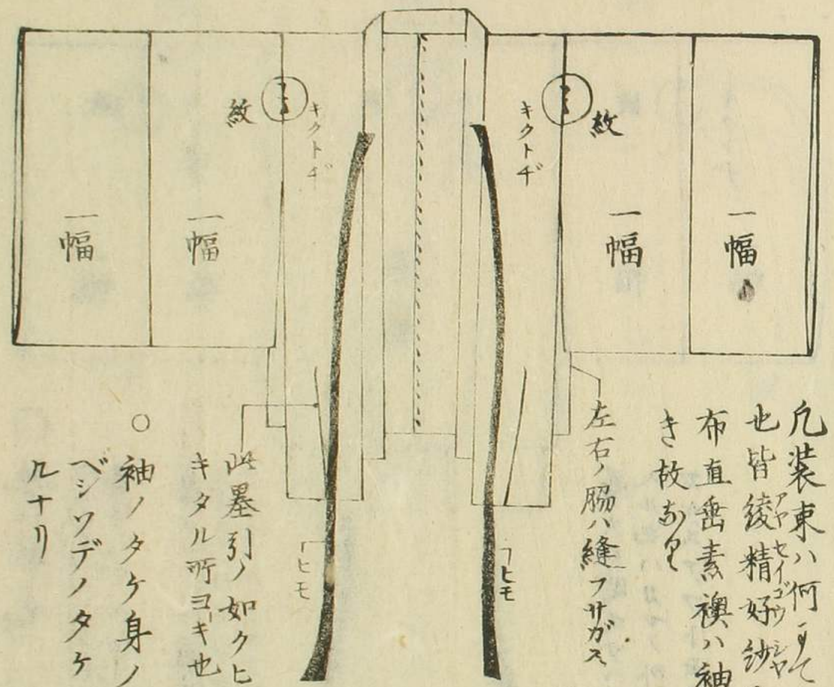

凡装束ハ何にても袖ハ一幅半の数也皆綾精好沙(アヤセイゴウシヤ)の類ハ幅廣き故也布直垂素襖ハ袖二幅あり布ハ幅狭き故あり

左右ノ脇ハ縫フサガス

紐ノタケ定ナシ大テイヒザ迄トヾクホドナリ

高倉家説肩ヨリ膝ロマデノ寸ト云ヘリ

此墨引ノ如クヒダヲ一ツトリテ着ベシキタル所ヨキ也

○袖ノタケ身ノタケ人ノ大小ニヨルベシソデノタケ小袖ヨリ大ニ長クスルナリ

○素襖之袴　長袴ナリ　地ハ布也　長サハ足ノツマサキヨリ一尺ホドアマルホド也

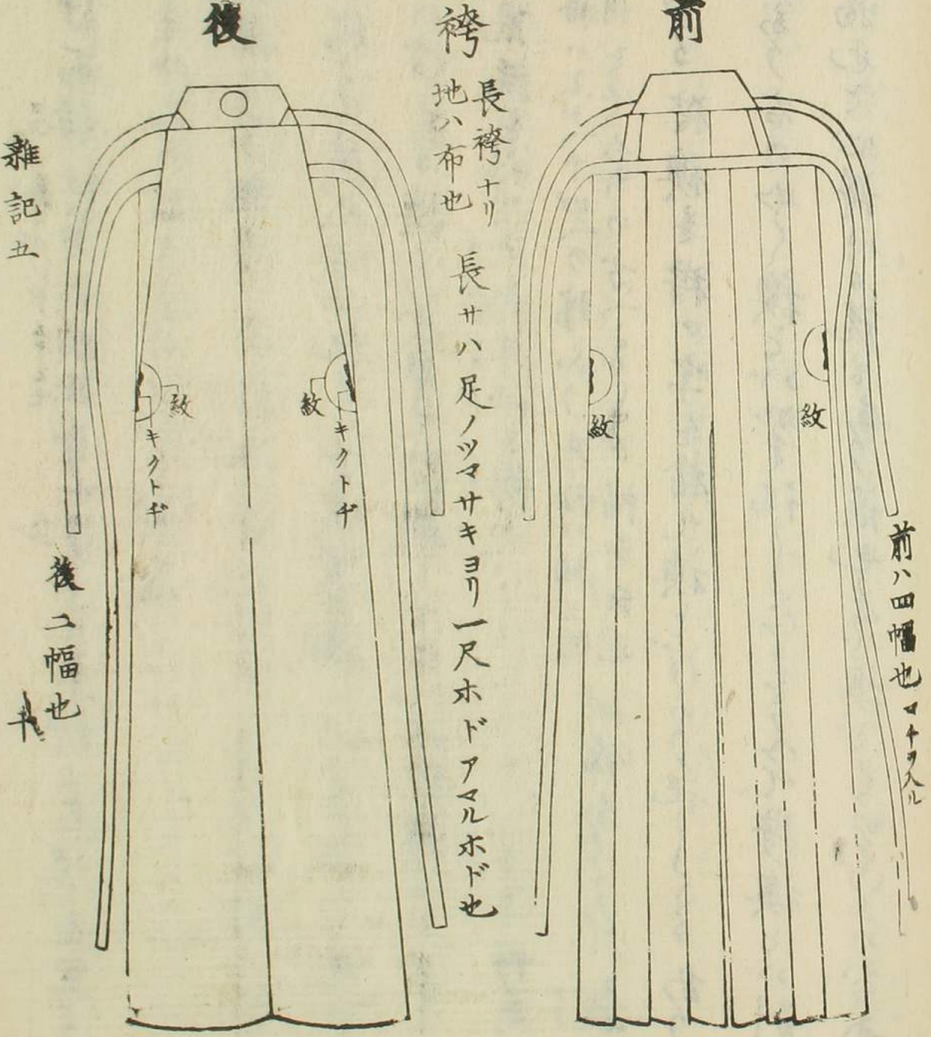

○素襖後

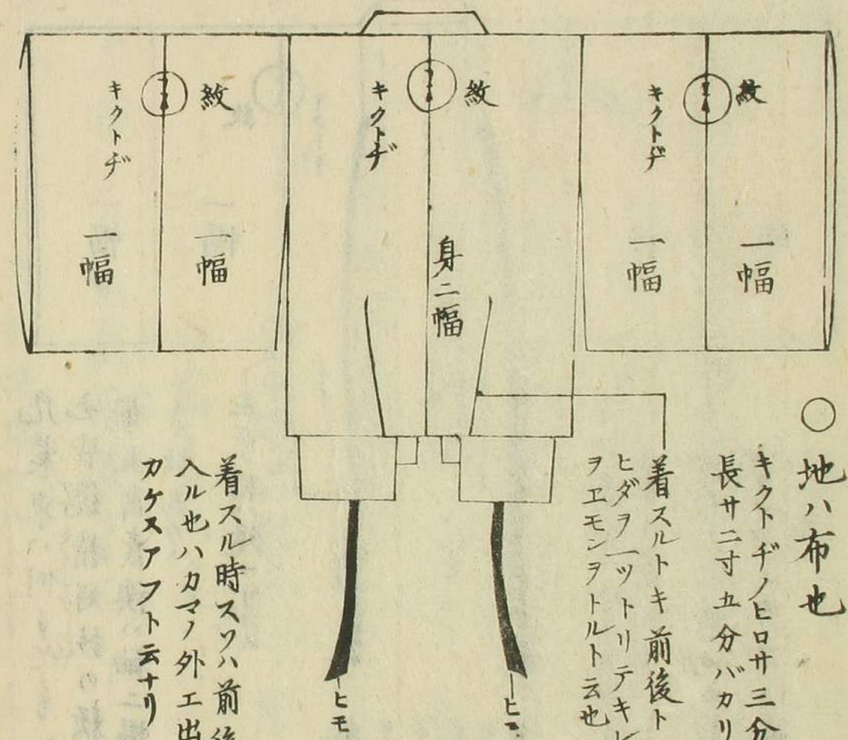

○地ハ布也
キクトヂノヒロサ三分余ホド
長サ二寸五分バカリ
着スルトキ前後トモニ墨引ノゴトクヒダヲ一ツトリテキレバ着タル所ヨシ是ヲエモンヲトルト云也

着スル時スソハ前後共ニ袴ノ内ニ入ル也ハカマノ外ニ出シテ着ルヲウケカケスアフト云ナリ

つけ布腰（コシ）紐菊袋（キクトヂ）胎紐（ムナヒモ）等を要（ヘン）じて素襖と唐絵（カラヱ）して垂（タラ）
まも下品の服は定めら（カリ）れし成（ナル）べ
し服（キル）して其形右ノ記（シル）せる武官の襖（ヒラ）に似（ニ）る物あり故（ユヘ）
狩襖（カリアフ）とも物（モノ）あり百狩（カリ）衣（ギヌ）の事也狩衣ハ襲（カサネ）狩の時ハ表
狩の時着る襖と云（イフ）義まぎ（キラ）れ狩襖とも云（イフ）此狩襖を入（イル）ると
思（オモ）ふ風流を好（コノ）て大袷（オホアハセ）耳袖（ミヽソデ）を錦（ニシキ）あどりて（アヤ）こしらへ
大袷ハ上（ウヘ）下（シタ）ノ端（ハシ）あり耳袖ハ袖二幅
の内（ウチ）そぐ（ソグ）方（ヘ）より裁（タチ）幅を云也此錦あどりて裁
くる狩襖を狩の字を捨（ステ）襖とばかり記（シル）したるを見（ミ）て狩襖とハ別
誤（アヤマリ）あり右のごく襖とばかり記（シル）したるを見（ミ）て狩襖とハ別
の物也と心得（エ）る説もあり誤也たゞ襖とも云（イフ）ハおも

一

○正字通ト云ル陰陽師ノ上東門院ノ御産ノ時アサマシゲナル上ノキヌヲ指貫ニヒラガワハキテビンモカハンデ中門ヨリ入テハシガクシノ間ヨリ登リテ下コロヨリ白虫ヲ取出シテカウランノヒラゲタニアラく大エビシテコロシケリウヘノキヌノシタニハ布ノ襖ト云物ラブキタリケル云〳〵布ノ襖ハ狩襖也堂上ノ人ノキガルモノナルユヘ布ノ襖トイフモノトハ記シタルナリ右ノ光栄ト云ヘモ和泉式部モ一條院ノ御代ノヘ也

○正字通ト云ル陰陽師ノ上東門院ノ御産ノ時アサマシゲナル上ノキヌヲ指貫ニヒラガワハキテビンモカハンデ中門ヨリ入テハシガクシノ間ヨリ登リテ下コロヨリ白虫ヲ取出シテカウランノヒラゲタニアラく大エビシテコロシケリウヘノキヌノシタニハ布ノ襖ト云物ラブキタリケル云〳〵布ノ襖ハ狩襖也堂上ノ人ノキガルモノナルユヘ布ノ襖トイフモノトハ記シタルナリ右ノ光栄ト云ヘモ和泉式部モ一條院ノ御代ノヘ也

○名目抄云狩襖随身等着之舎人牛飼所用又此事也然而又号狩衣云ノ證文必誤也

○續古事談云昔八諸道ノ博士ナドハ装束故ス支ナカリケレニヤ

○桃花藥葉云狩襖たゞ襖ともいふと記したるハ誤也

云〳〵武官の朝服也古今著聞集巻五和歌之部ニ云和泉式部思て稲荷へ参けるニ田中明神の祠ニて財布のありけるにいのごとく思ふ事のあをといふ物の紙りてきてまいれと思ふ事叶ハゞ参らんと祈誓して次日式部もとのごとくして参りけるに重の文ありてあけ見ればいかなる事ぞと云〳〵せいんとしてさ〳〵あきたるをひろげてこれむ

時雨もるゝ山乃もみぢ〳〵あをもの〳〵より思ひあてきと書そうき式部あれと思ひてけり〳〵をよびてわく〳〵ひてよひ入きるとあん云〳〵去の四うる去の差するあをハ布の

布の狩襖あるへし記さゝるは大くびまで袖を綿綴あるを
一襖の袴と古書にあるは狩襖の袴を云也さればこそ指貫の
袴也狩襖着る時は必指貫を襖の袴と云へし
古今著聞集巻六管弦之部花田のひと元服の衣はあををもちゐきて
引入烏帽子〳〵する男おこれ〳〵とそせきとゞめるありと云へ共上ハ
うちきぬをきて袴きたるを云也狩袴襖袴同物也
一肩衣の事松永弾正少弼久秀生涯の袖を云て捨ずきぬ
と云物を好る由申伝るはあやまり也肩衣ハ松永より
うの昔よりある也禁裏倉年中行事ハ禁会殿出陣の出立を
記して肩衣小袴をめされ申見えず禁会殿

裝束抄要抄ニ見タリ

○笹原兵庫助長秀
記ニ首実検ノ法式ヲ
記シテ毋衣ニテロウチ
カケテモ又肩衣ニテモ其
死骸ノ着タル物ヲ包ニ
出ストアリ市ノ長秀ハ
義満公ノ代ノ人也鎗
倉年中行事ヨリモ
ハルカ昔ノ書ニリ
○狭川記ニ首衣袴同
色ニ候トモモモンヘ袴ハ
アモテ向ヘ出候ハズル
内ニテハ着候ヘシ
モンハ木綿也
同記カタ衣ニ裏ヲツ
ケテ着ルヲ表向ハ
着マジクルヘシ
○貞順朝文書ニ云ウラ
付タルカタ衣ノコラ
ウヒキ十一ツニ

ハ足利成氏の事也松永より昔の事也松永ハ永禄年中の人也
又走湖故実ニ云恵林院殿ハ代の事を記して云元廿人かさ
きぬまんばのあるて小太刀をもつれを看色又松永より
の事也宗五一冊ニ云条〻ゆ書かさぎぬハいまく我ら役を
必付ける常府ハ一向ふさうなる小袴もうさきぬる目
おさゝぬやうにいの解ニ云又うちうけ肩衣ハ狼藉(ラウセキ)の由同書ニ
まんそうの家五冊ハ宗五ハ道伊勢ノ守貞頼ノ法名也大永八年ニ記〳〵る
書て松永よりまへの事也又法供古実ニ云くさ〳〵ハりの
うさぎぬ袴のうへ十四五まで着用あるべくいニ又あるのもさぎぬ
殿中へ着すまじき由同書ニ元ニ法供古実の出ハ文明十

四年伊勢備中守貞藤法名常喜の記さるゝまゝ松永久秀の子也

一肩衣といふ物上古よりそなへ（ソナヘ）也万葉集巻五山上憶良が作りし貧窮問答（ヒンキウモンダウ）の歌に曰風雑雨布流欲乃雨雑雪布流欲波為部母奈久（カゼマジリアメフルヨノアメマジリユキフルヨハスベモナク）肩衣（カタギヌ）有利（アリ）ノ其（ソノ）ゴトト云古今著聞集二下臍ノ中器麻被引可賀布利布可多衣安里能許等其等伎曽倍騰毛（ヘドモ）綿毛奈伎布可多衣乃義留乃其等和（ワ）と氣佐賀禮流可々布能尾肩尓打懸（カケ）下器布カタヒラ（カタヒラ）ノ事也

着ル手ナシト云フ布着物ト云ヘルモ是也手ナシトハ袖ナキヲ云古ノ肩衣ニハヒダナシ本ハ賤シキ者ノ服ニテ小袖ノ上ニキルモノユヘイツシカ賤者ノ礼服ノ如クニナリ今ノ世ニテハ武家ニテオシ出シタル礼服トナレリ鎌倉ノ成氏出陣ニ金襴ノ肩衣ヲ着セラレシ由鎌倉年中行事ニ見タリ後代ノ陣羽織ハ肩衣ノ変ジタルナリ

一古ハ肩衣も記さるゝまゝ後代ノ人ハ肩衣ニテ有ル裏云〳〵公家元束帯ノ装束ノ下ノ半臂ヲ云花束帯ノ装束を着せる事也半臂の絵図装束と云書ヲ有リ其半臂ハ袖ある物也記さるゝもあるまゝ古の肩衣ハ記さるゝもあるまゝ古の肩衣ハ記さるゝ故今の肩服をいふとて始て肩衣と記さるゝ也半臂の形ハ今ハ大ニ遠ざかる也

一片衣きぬうらきの日記は為遠朝臣直衣紅帷（カタビラ）とあり紅の片衣をきるとも其下の文ハ為遠朝臣直衣紅帷とあり紅帷ハ片衣の二字カタビラとよむ一ツ外の書の時を片衣と書る例を見ず故ニ記を記し置片衣をカタギヌとよますハ大ニ誤あるべし帷（カタビラ）とあるものハ悉く単（ヒトエ）衣ありて裏なき物の惣名也裏ある物ハ片方

永七年二月十二日ノ記ニ云

片衣小袿ト云ハ袿也下文ノ片衣ノ事ニハアラズ

上下トハ素襖袴ニテモ直垂ニテモ水干ニテモ何ニテモ上下トノ支ナリ肩衣袴ニカキラヌフナリ

蟋川記ニ小紋の上下ハ略儀ニ近年もやりはとあり是ハ家の紋又ハ外の紋にても付すして熱地を小紋に染こるもあふの事也

すてひらめくなりけるびらと云之

一 半袴も古よりあり走(ハシリシユ)庇(コヂヲ)故実(惠林院殿古代のるを記こる)に云走庇卅人かゝぎぬすんばう両に小太刀をもつのれはこと又小もあふといふこと旧記にいくらも何ノもあふに半ばかまを差るを小素襖と云之

一 上下(カミシモ)と云事今ハ肩衣袴を云古ハもあふも袴のるを云古ハ常に素襖に小袴を差するなすあふも袴のるをバ上下と云し也上と下と同し色同し紋にて上下一對なるを云之上と下と色も紋も違たるハもあふ袴といふなり

一 今の麻上下の袴の襞(ヒタ)にもてひだことてあひ引の縫(ヌヒ)の此所にて

ひだを細くしてそれぎりまひだを取もて又よせひだことて熱の

ひだを其中へ細くよせて ひだを取るを 古風にあらはれ近年(正徳)

享保ノ比ヨリ歟

仕出しこるなり也古風ハ ひだのまゝ熱指一同し程づゝにまくばり

ひだをとる之是を今ハまゝ ひだ。とをしひだ様と云之うやうしの事も限て古風をうしあふなり

一 上下(カミシモ)と云名目上古の書に見えしハ古事記應神天皇記ニ曰爾其ノ兄曰若汝有得此孃子者避上下衣服量身高而釀麾酒亦山河之物悉備設爲宇礼豆玖云爾

一 今時長上下といふ人なりあやまりて肩衣長袴といふべし長き下(シモ)ハあれども長き上(カミ)ハなき物なり

一 ひだれハ仕立やうもあふのめし袴ハ長袴也もあふの袴に

同し茶腰後腰とも小白練を用ひ太き糸にて上ざしなり後
腰に板を入れ板の上の両ぬどを丸くする袖のかに露有
露もひもく菊とぢも組緒也地ハ紗生絹 袴ぬ絹也 糯好を用ゑ
ハ木蘭地 赤黒き色也 萌黄 紅朽葉 其外何色をも用ゑ多
紫萌黄紅ハ将軍家江用の色なる故平人悦之云々今ハ
萌黄ハ不悦之

一 直垂ハ本ハ地下人無位無官の者の服也堂上の人の着給ふ
屋きなりにならば鹿苑院将軍義満公の比より堂上にも若
用ゑ給ふ也堂上に若なふハ袖ぐりの絵なり是地下の直垂と
ひとしかるべし本ハ武家のも袖括なれども今関東の制

にハ袖括なし露ばかりあり

一 武人云今公家流の直垂を着給ふを見ゆふ直垂のすそを
袴の内にきこまぐして袴の外へ出して着て細き帯を上に
まかけてゆひ直給ふ是本式の着ゆう成歟と云是ハ歩かけ
ひとしとて略儀のきゑりなりまぐてうちかけて着るハ略儀
也袴の内にきこむ故ハ本式之

一 ひとえ直垂と云ハ裏なき常のひとえ也うら歩の直垂なる
故まぎれ如なるに単直垂と云之単直垂をぞひたゝれ也
ばかり云事也うら歩のなり来に記す

単直垂古ヨリアリ公家ニテモ武家ニテモ紋付ル事ハナシ今ノ武家ニテモ紋ツケ

○直垂前

布直垂ハ布ハ幅狭キモノナルユヘ袖ヲ二幅ニスルナリ

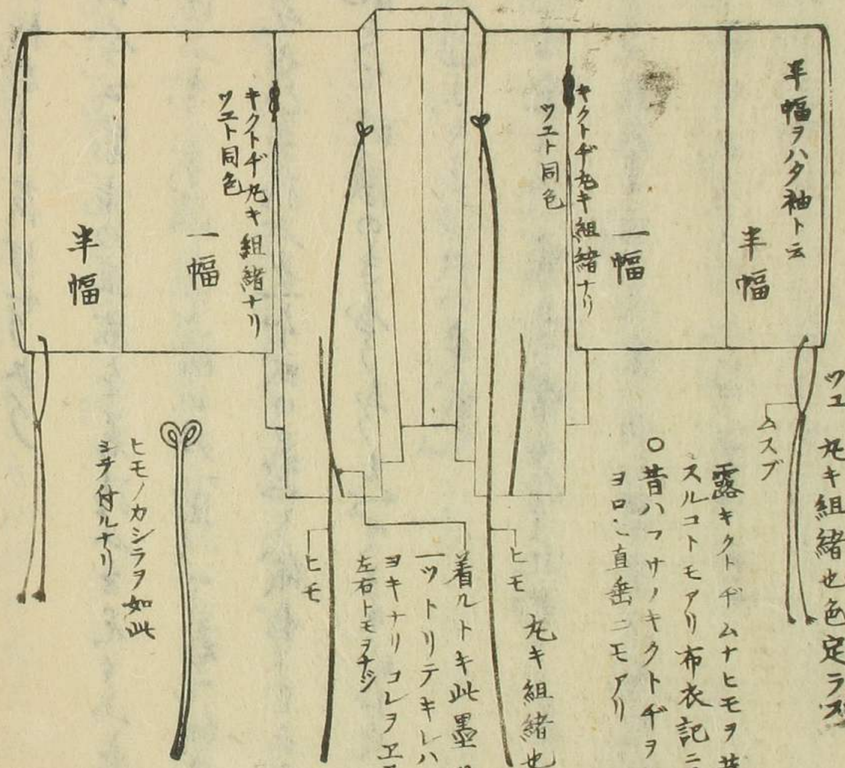

○直垂後

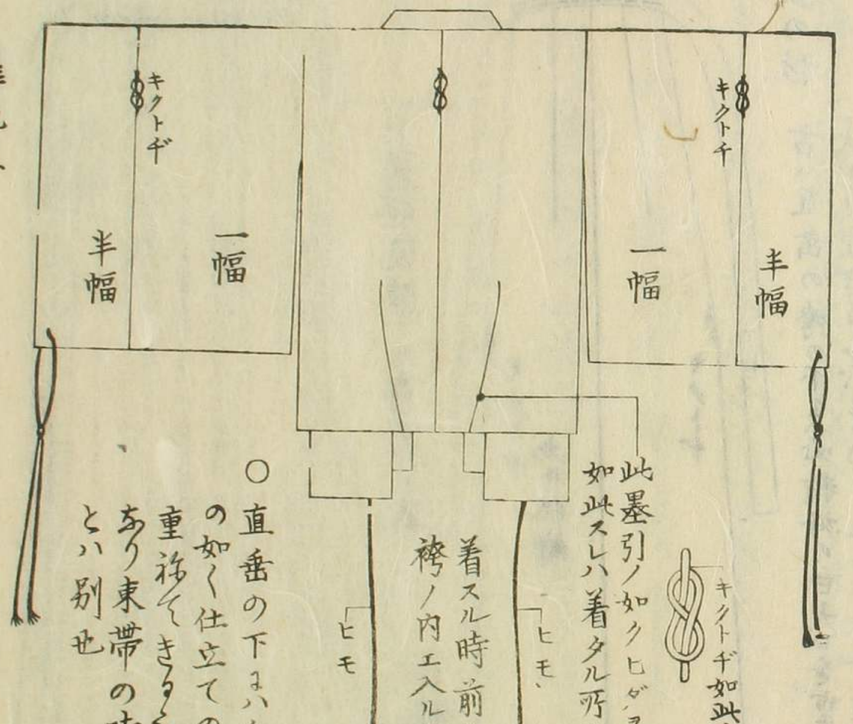

此墨引ノ如クヒダヲトリテ着ル也如此スレハ着タル形ヨキ也前後同シ

着スル時前後トモニスソハ袴ノ内エ入ル也

○直垂の下ハ白き布ニテ直垂の如く仕立てのりこわくしてきるなり是を大帷と云あり束帯の時の大かたびらとハ別也

直垂袴前

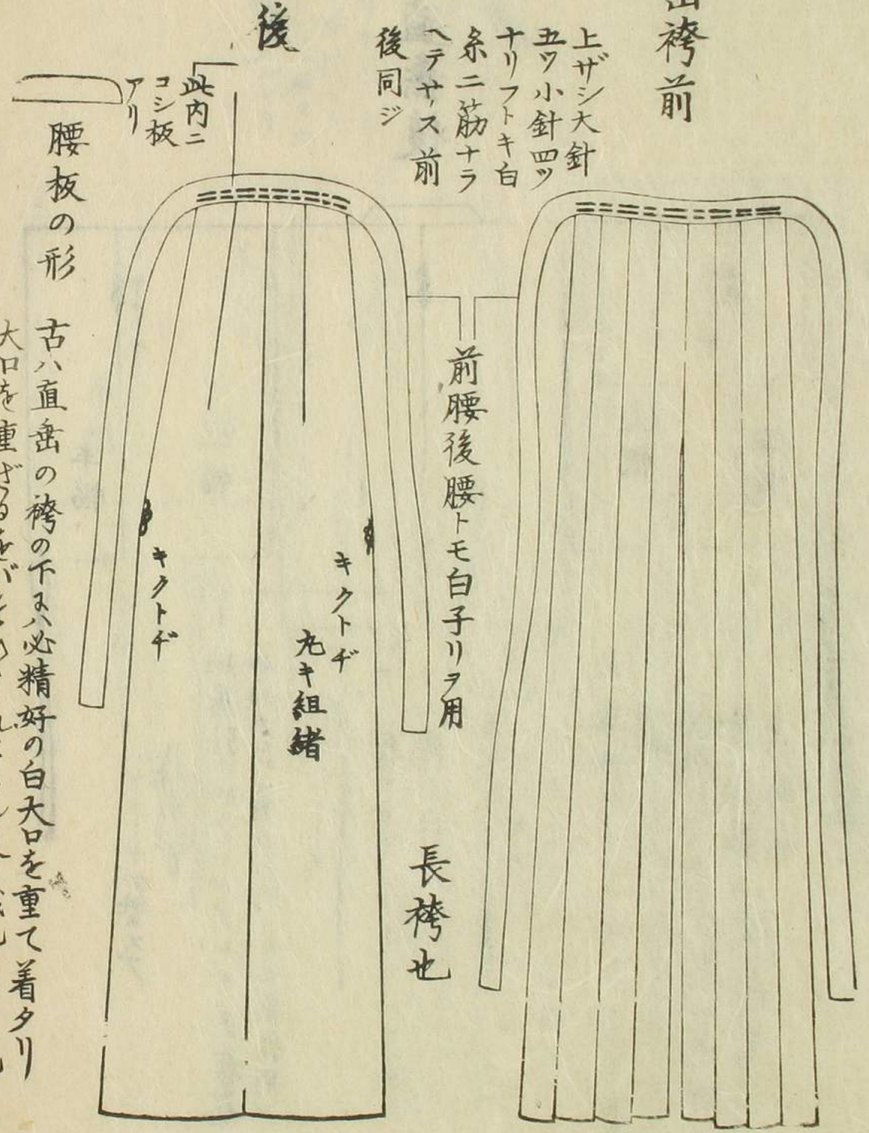

古ハ直垂の袴の下ハ必精好の白大口を重て着タリ大口を重ざるをバしひくれと云て畧儀也 法制面記

ハ四布也前フトクオリテ後糸ホツキ精好ニテ矣仍前張大口名目在之矣コレニ對シ申矣ハヾ只今ノ猿乗ナ夫ノ着用ノ大口ハ後ハリノ大口ヒ可申也

○軍中ニ用ル大口ハ精好ニテ作リ四幅也丈ハ其人々ノ膝口迄トヾクホド也スソロニヒダナシ上ノ紐付ノ中ホド迄ヒダアリ大躰丈二尺ホド口ハサンマハシ二尺二三寸モ在ヘシ絹ノ廣挟其人々ニ依テ長短アルヘシアイ引ニ寸五分バカリ

○大口ハうしろ成かしさげてきたるが能ひたるべき大口のもち様いのまゝなりうへく對ひさしまぶしハ上下ハおそく中ほどハちと

一大口（オホクチ）といふ袴ハ三品あり赤大口前張（マエハリ）の大口此二品ハ公家庇の装束ニ用ゐる也古武家ニて直垂（ヒタヽレ）の時ニ用ゐる大口のめくすて裁縫（サイホウ）かし替りあり下ニ帯を出すべし白き精好（セイゴウ）にて作る後（ウシロ）の方上より腰の下までハ糸をみとく織（オ）らせて外へ張り出る様にする也公家の前張の大口ハ前をみとき糸にて織て前を張り出すべし武家のハうしろをもり出す也清少納言枕草子ニおほくちなどさよりくちひろけれバもち高いとあぢきなしといえる是也大くちをきれバうしろの方もり出て大ようくちあくべし今世東帯の時用る赤大口といふ物ハ大きなくちあく物ニハあらず赤大口といふ物後代の唱違（トナヘチガヘ）にて別古名あるべし大口といふハ此絵帯の

ひろく大口ハうろこ打
すり物ニするが能いもの
立のきものを袴ハ色
の糸をてすぐべし
大口のさしもすぐし
廣く物さるいとろし
と条くすぢ[illegible]
[illegible]
[illegible]
あい引と云ハ今
さしたちと云
くなるハあしき故
あい引の色をて
打てとぢ[illegible]

はけ袴を[illegible]
口傳アリ但前張ノ大口ハ紐片方ニ附一筋ヲトリ合ムスブ也前ハ尋常ノ精好ニシテ後ハ大精好ニテスル也是武家ニ用ル所也

長サハ足ノカウマテトヾクホドヽ或三尺アイ引七寸マ千九寸マ千ノヒシ七寸四方前後共ニヒダ

○大口前

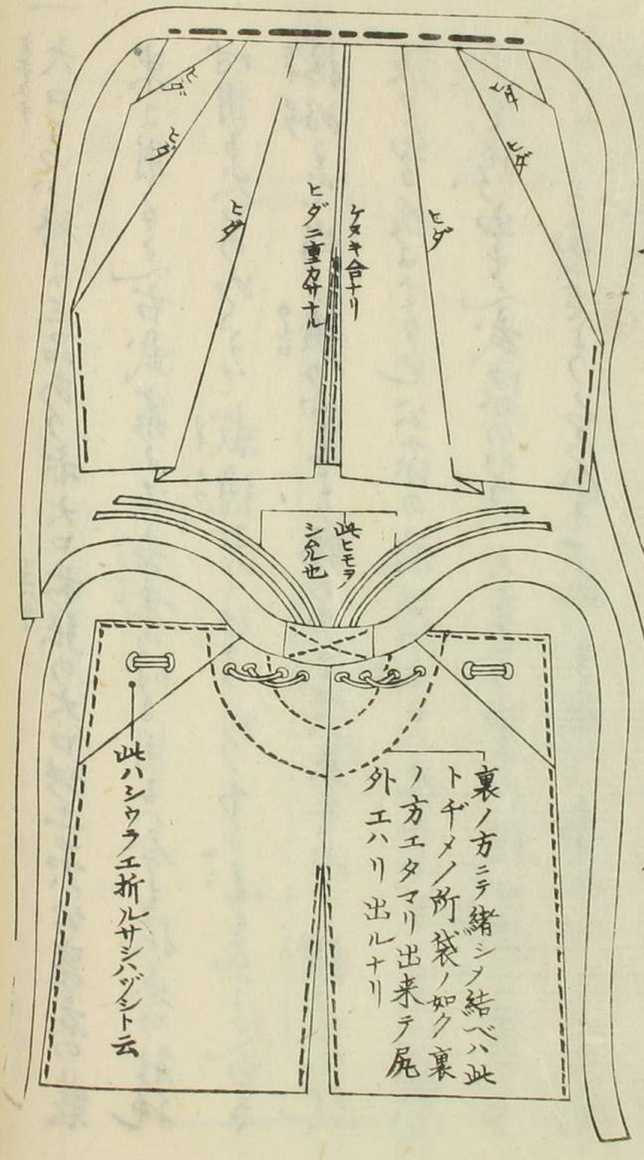

○同後

一古の赤垂の着物ハ先大口をきて扱大かたびらを赤垂ハ着て其上に次ハ赤垂の下を着る也 条々此書ハ見元たり 今ハ大口のさしたり大口を用るなり

一顯文（ケンモンシヤ）紗の赤垂と云ハ顯文とハもんをあらハすとよりてもんかたを織る紗にて赤垂を作りたる也

一白赤垂の事 条々閑書ハ法祝ものにて白き赤垂ハ大かたすぐれ家々等著する也見へたり正月法祝ハ對面の時公方様白赤垂めされし也東山殿年中行事ニ元たり又条々此書ハ公赤垂の時又白直垂ハ金紋を染てる時紙（カウ）印ぬ里すて印も菊とぢ糸をする由見元たり又宗安一冊授書ハ赤別白き

赤垂を云ふ是は是ハ公方様にても御元服など一段の御祝に
云ふ是は云々 紙ひねりハくるん ぜんよりのるゝ

一 白き赤垂に金箔(キンバク)にて紋を付るゝ事条々時赤に御祝に
よりて大きさびらに白きひらくれを重祢又時によりて箔に
て我家の紋を付るゝをも重手は云々 貞治六年三月廿九日
中殿御會 禁中和歌の御會也 帯刀(タチハキ)十人 将軍ノ御供太刀ヲ帯スル役人也 左右に番(ツガヒ)て
曳列(エイレツ)も其内左二番ハ伊勢七郎左衛門貞行地白の赤垂に
金箔を以て而らに蝶を押(オ)も白太刀を佩と系図の一本可
見元なり 永享二年七月廿五日義教公大将御拝賀(ハイガ)の時
大将御拝賀とハ大将に
なりなふ御礼をやらるゝ 帯刀十二番(ツガヒ)二行赤垂に金銀も箔

を以て紋を押もて御元服記にてなり白赤垂とハなきもいふも
必白赤垂にてある歟しと思ハるゝ也

一 染たる赤垂にも金銀箔にて紋付るゝ事ハ義教公の御元
服記に永享二年七月廿五日大将御拝賀の時侍所(サムラヒトコロ)赤松
伊豫守義雅(ヨシマサ)が出立(イデタチ)の事を記して僕(ボク)ハ紺(コン)の赤垂に銀箔にて
文を押もとあり 僕トハ家来の事ナリ

一 直垂にも素襖にも始て元ものと云事有つまびらかにハ知れざ
れども染やうの事と見ゆる也裏打の赤垂の事にてハなきこと
条々時書にひらくれの染格公家のめしにひとへ赤垂ハ書ても
ふさ元ものも能はとあり 寛正五年礼河原(ダスカワラ)勧進能(クハンヒンノウ)桟敷(サンシキ)の

圖(ツ)は申樂(サルガク)(シウ)元もあふ袴也初日ハ黄色二日ハ淺黄三日ハ濃き元袴
とあり掃ずるふ公家方の裳束はみな元織物(オリモノ)と云るもそれ
ハ織袴の上はぬひ袴をもするもの也といへ共是は准(ジユン)して考ふに素襖
直垂などのごとく袴と云染袴も下地を何色にも染て其上を
剉の色まて紋唐草などを染出したる袴なるべし今どんすのこ
しなどく云類なる歟無き説

一裏衣(ウラウチ)の直垂と云袴あり衆書に云うら衣ハ常のごとく
紋をぬひ付に白く付たるのを能ひよし古よりも傳ひ又彈正
判官の人ハ地を黑く紋に蝶を付られ裏腰あり裏腰とハ
裏と腰とを云へ余の官の人ハきべのごとく常のうら衣ハ腰せいごと

裏衣の直垂武家にはだかう用ひしハ
あるに上古ハ公家にも
用ひられしく壬生
忠見の家集に
ある人のひされ元さ
せんとあんちるうを
あんらしあいさを
ます「俗語のき
しもいまでもあるな
みのなをうちとけ
よろうはちくとも
此衣のことを衣服
云家を以てこれハ上古
ハ公家にもうち衣
のひされを用ひられ
しなるべし又直
垂上古よりありし
を知へし壬生忠見
ハ拾遺集の作者也
壬生忠峯の子也天
暦年中人也

うら衣ハひもきくとぢも常のごとく
紫草にもあふのひもより少廣くなるべし菊とぢ同大なるを
已後又云大くさびら衣衣の時大くさびら用る時と
うら衣の時とも云 繻子(シユス)のきや
もんをもべし云云道照愚草に云うら衣の紋のなりハ家々の紋
付ひ方もひ大略松竹霞兎などを付ひ異相(イサウ)ある紋などハ不付ひ
色ハあさぎまてひ又壬生の色をも用ひ法ぬひものの付様も同
前袖の下は三四寸つゝをむまびさげひなりハ大略紫草まてひ

一直垂の腰の留様単直垂ハ裏衣も同しなり道照愚草に云帯
の留様前腰ハぬき結て取様後腰の帯さきの廣きまて巻て
留ひ条々吟出云腰の留様前すて常のごとく結てそれを

取よせて後腰のさきをひろげて殊里の腰を結こそうはく
しく丸くして上より下へ二重ゑおしかひ留べしたゝへハ

ぬ此也 前まで老のごとく結とハ前腰の事也結ふ時立結(タテハスヒ)ありまるをよしとまるへ掬ひ事ともしとをそろへかさしまて
前腰の紐の事へ上より下へ
引通しく立て老あり 御成次第古実に云公家の法方に
ハ只むすびさるむすのりまて法置に武家にハいつものごとく
取よせて帯ひとへすして結こそおしまろめてもさみに
うらおも大かさぶらも同前也云々貞丈云今ハ腰を巻る
あまりをもくされ下る人あり古ハあきまるなり
一御成次第古実に云公方様法ひたれの御年ハ御紫打葉
ハ色をかくめされ也法年よられ此時ハ次第に色薄
くめされ也 紫々雪出云公方様法ひたれの色ハ御紫打葉
以下不定也但正月ハ白きを新石に高倉殿より調進法前様
法年よられ此へハ何れの色もうすく成也
一今の世布(スノ)の杢垂に家の紋付たるを大紋(ダイモン)と名付く布杢垂ハ
鹿苑院殿(ロクヲンイン) 義満公 乃時より始る也此事ハ三光院内府実澄公
の記に見えたり布の杢垂ハ室町記にも云えたり大紋と云
名 西三条裳束抄二見タリ 又まゝおのひたゝ色にも家の紋をバ付る色ハ
布にあらず精好也今の大紋の紋付様古の裏おも杢垂の紋の
付様をうつしたる物なるべき故大紋と素襖と似たる物なれ
ども遠たる所あり 紐菊とぢ 霧 スアフハ草也大紋ハ凡クミノ緒ナリ 古の裏

室町記云作方
陸奥様八幡宮法
条殿中器 折烏
帽子仕直垂
布袴地着実
礼紋相コキ袴

布衣記云福布
直垂云赤草之ヒ
モ也云〻布衣記
ハ永仁三年ニ書
タル書也依范院
殿ヨリ七十三年
以前也然レハ鹿
苑院殿以前ヨリ
有之也

珞洛月章の花の
表ス云別当ハ道
の給ふりあるよ
わろわろ〳〵ふ
ぬのひさしれと云
ねうちきてそ〳〵
昵近之人〻と八公
方〻随昵〻〻方
事ヲ用ヲ表ス云
家元の事をとく

歩ハ草を用紋の有不大紋も素襖袴共ニ上ハ同〻事〻
大紋の袴ハ後腰を白練ニまる故腰板の有ル紋ニ有〻変
ル事ハ同〻素襖ハ腰板の有ル紋を付る大紋ハあひ引ル紋を
て鹿(シリ)のあさうニ紋あり素襖ハ鹿のかくうニ紋あてあひ引ル
紋ハ大紋袴の表脱(ヌキ)のあさうニ紋ありまあるまを
ハ腰板の上のかぐ大紋ハ充〻素襖ハかどあり古のまゝ歩ル
大紋のぬく袴のあひ引ル紋ハ鹿のあさうニ紋あるべ〻也
布直垂のゐ三条西実(澄公也)光院内府記云鹿苑院殿ハ代昵(ヂキン)近之人〻
給布直垂ハ其以来諸家若用之ハ一向非本儀ハ雖然大
臣家ハ表絹ハ当家公武卿為講釈平生祇候之条依

平家物語三カキ
ノ直垂見タリ

一 入魂ニ内〻ノ時給リ布直垂ハ紋ありて表ニ
称名院 右大臣拝任之上者家之儀為各別仍布之直垂相止ム〻
惣別十六歳迄ハ諸家一同差白指直垂ハ色之直垂ヲバ不着
迚諸大夫同前ハ云〻是をこれバ布直垂ハ義満公の時ヨ
り始ル〻

一 曳柿(ヒキカキ)の直垂という事ハ東鑑曽我物語ニもこそ布の直
垂ニ柿渋(カキシブ)を引ル事也

一 金箔(キンパク)之平紋(ヒヤウモン)之直垂ハ永享九年室町殿行幸記云帯刀十
五番皆金箔ニ平文之直垂ニ帯金太刀云〻きんぢくの平文
とハ如斯を金みがき(金みがきとハ金箔ニ令箔ヲ)すべて家の紋を

付ぐしてひやうもんを付ける也平文（ヒヤウモン）とハ豹文（ヒヤウモン）の事也ひやうもんとハ杏垂素袍などの紋を云ふいろへ云る也今の加賀紋と云物のごとし象に当書に云一限のすれの所ハ杏垂を金こがきにして我紋を緑青（ロクシヤウ）すて出へしそれを大帷に重袴て着るとあり又銀ごこふ出るなもあり花清和行事記に云太刀帯（タチハキ）皆きんぎん（金銀）のひやうもんの杏垂着せしを見へたり杏垂の熱袴を銀みがき（銀ダミニスルコト）にして紋に豹文を付ける銀箔すてだこゝるを云也

一直垂狩衣（ヒタヽレカリキヌ）などハいすしへハ無位無官の人中間小者なども着しける也大的犬追物笠掛などの旧記を見て知るべし今ハ武家にて侍従以上ハ杏垂四位の人ハ狩衣諸大夫ハ大紋無位無位世度の人布衣其次ハ素襖と御法を定られたり加屋らの事ハ其時代こゝふよりて法式かはる事也

一杏垂袖括袴（ソテグリ）の括の事ハ供故実云御供の所袴のもそを皆に入れハ見すくれ所内の方をハそとなし入れもはべくれ乾物の方を入れハぬるすれハ又裏折などの時もすぐをバさのこしめたまハ不可然れ云々を考す四五分平志めたるがこ然れ云々按古代常着用の杏垂ハ袖口すもくるなり袴すもすそぐるありしと見ゆ前文にて考べし東極殿諸大夫尾崎大和守説云常の杏垂袖の端を袋縫

まして其内へ結を通して拵下へ結ける時古実を失て今ハ
袖の下へ半露を付るなく袴もくゝ里を志むるなる何れハ袴
のまゝ袋縫まして其内紋結を通しさる物と見えたり
されハ膝口まで志むる所ハきやはんをすまゝ足ひまゝ
くる所ハきやはんを用ざるなるべし馬上御供の時ハ沓を用
るゆへ下括(ゲグリ)にするなるべし出立(カチタチ)御供の時ハ上括(シヤウグヽリ)にしてきや
はんを用るなるべし猶田記を考て古備證書也古代ハ長
袴ハ何なりに長くしたるハあしきと見ゆるのやうの時くゝり
あどすまふ長過たるハ不宜なるべし活供故実云もあふの下ハ
ちぐめなるの本儀まて云々

一杢垂差括の事或人談云正徳中近衛殿江戸に寓居(グウキヨ)志給ひし
頃大樹公御臺所の活父まて来し故之人に面会し給ふにハ指貫の上に杢垂
をうちかけて杢垂と同し地まて細き帯を狩衣のあて腰の
めくまゝなひし是杢垂の差括の本式なるべし杢垂のまゝ
を袴の内へ入てきこむハ本式にあらさる事と云々 貞丈云
杢垂ハ元麿人(モトミヨジン)の服まて高位の人の服に何らざれども高位
の人も内にまてハ略儀の時差用せらるゝ半ありかれ近傍
殿も内にまて差しなふ也されぞ此ハ拵先に差しなふ事ゆへ
うちかけて居給ひし也本式の差括に何らに且下ハ指貫な
ま故上下具して差まるゆへハ遠ふ慮し

一素襖杏垂などの袖前の方に恵もんをとるなり元もんをとるこゝハ ひざをとりて和
すてとぢ付 おくるゝ 本式にハあきるなれども手を使のみによろし
きなさやうに志たるゞよきなり

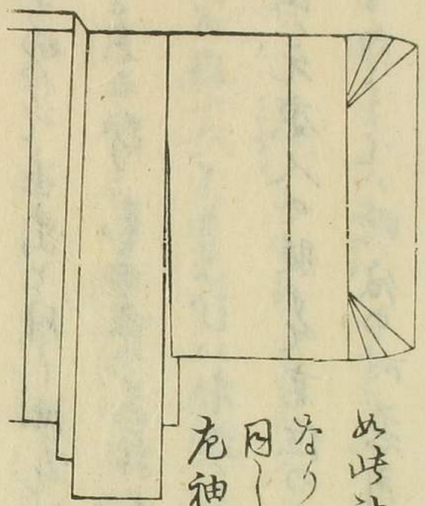

此時袖の前の方をひざを取
なり素襖すても杏垂すても
同じ左右とも同じるなる故
左袖計場を何らもすゝ
此図ハ補入也

一まち杏垂と云ハ出来(デキアヒ)合の杏垂のるゝまちハ待ノ字也町の
字を用るハ非也 商人(アキンド)の方まで染て仕立置て買(カヒ)に来る人
を待故まち杏垂と云まちかぬとまちさや尝まちのゝざなど
皆同じことゝ也

一かりぎぬの事武家にも善まるゝ古大的犬追物などにも善しゐる
事旧記に何り単(ヒトヘ)の狩衣あり裏ある狩衣何り夏ハもじしの
狩衣冬ハ裏何りを用也 今ハ武家にて冬も ひとへかりぎぬを用也 五位以上ハ織物
六位以下ハ無文を用 無文とハもん ぶらなきも 冬ふ定若年の所ハ浮文(ウケモン)
とてもんぶらをうけ織にまる盛年(セイネン)の所ハ堅文(カタモン)とてもん
ぶらを志へあてかたく残也浮文ハもんぶらを繋(シゲ)く堅文(カタモン)を
遠く付る也 袖くゞりハ十五歳未満(ミマン)ハ毛ぬきぶくとて左より(縄)
右より(縄)の手をなるべて用ゐるゝ左よりと右よりと並ハより目

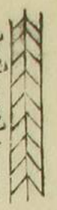

左縄右縄をあらづれバ此はけぬき
合せてはあるなり
是を毛抜形と云

毛抜(ケヌキ)の頭のぬくに合也若き人ハ薄年の組とてうすき平き
組(クミ)を用也(さげおのごとし)老年の人ハ丸き組緒一まぢを用也組乃
色不定老年ほど色うすし狩衣ハ家方に色々故実ある
悪し尋ぬべし

一布衣と云も狩衣の事也古将軍家ハ条内などの法供にあらい
の役といふ事ハ狩衣を着し法劔を持つ役也あらい太刀もき
と云事ハ条々此事ハ帯刀とあて左右もき(とよむおもき)記す今ハ織文(モンカラノヿ)なるを狩衣
と云織文なきを布衣(ホイ)と云なるせり古ハもべて狩衣の事を
布衣と云又いましへハあらいと云今ハあいと云是今世江戸
武家の詞なり

名目抄ニ布衣始
ホウイハシメト
訓アリホイトヨ
ムハ不知ヨミ也

○狩衣ヲ布衣ト云
ノ證書ハ役名ノ
部布衣ノ役ノ条
ニ記ス也布衣ト
狩衣ヲ別ツハ今
世江戸ニテノヿ
也分テ云ベキナ
ラバ有文ノ狩衣
無文狩衣有文
ノ布衣無文ノ布
衣ト云ベキ也

狩衣ハ単狩衣も裏ある
狩衣もあり裏と表と同し
色あるをかさえ切りぎぬと
いふ也表と裏と色の違
さるハ二重狩衣とハ云ず
表とうらの色によりて色々
の名あり右二重切りぎぬの
ことハ布衣記に見えたり
布衣記ハ伏見院法代
永仁三年の書あり

○狩衣前

ト狩衣ト云抱ハ半尻の
事也切りぎぬのうしろの
一尺ばかりみじかき抱也
後鳥羽院宸記建保四
年四月十八日ノ条云聊着
小狩衣於東面壺西縁上
北面等参有和歌沙法云

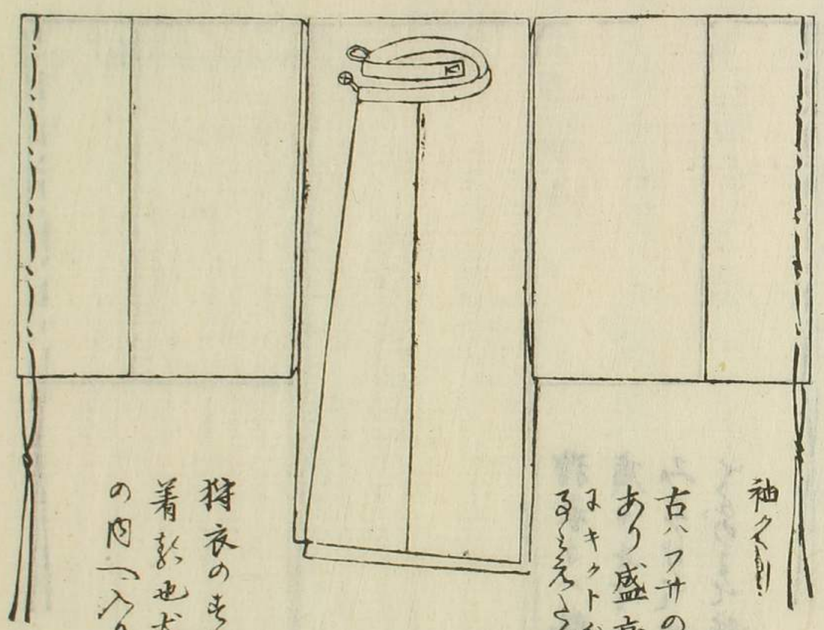

袖くくり

古ハフサのキクトヂを付たるも
あり盛衰記に渡辺競が狩衣
にキクトヂ大きくなりしたる
事ゑたり

狩衣のまたをバ袴の外に出す
着数也犬追物などの時ハ袴
の内へ入る也

狩衣後

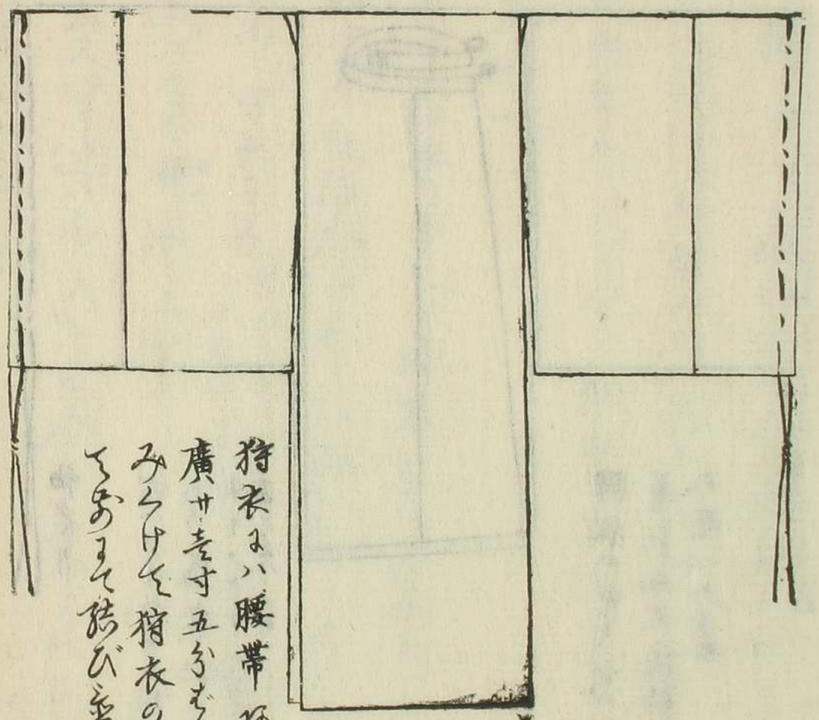

狩衣ハ腰帯何里ともぎれ共
廣サ壱寸五分だのりあしこたく
みくけを狩衣の上より後まあそ
てあまて結び並なり単廻り也

一狩衣の時着る袴ハさしぬきと云袴也色ハ淺黄なり腰ハ上
ざしありまそふくて里緒なりくて里袴なり地ハ平絹無文なり
公家ハ綫掛を用ゐる武家ハもんがらなきを用ゐくて里
緒ハたき組緒也

指貫前（サシヌキノマヱ）

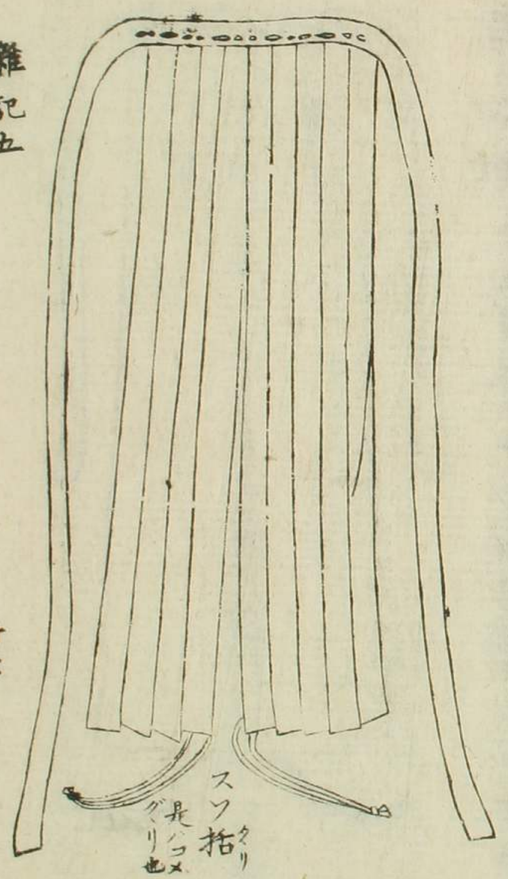

サシヌキノ袴ノスソニ穴ヲアケ緒ヲサシ通スヘ狩衣ノ袖括ノ如シ是ヲ刺貫括ト云今ノ世ノ指貫ハ緒ヲサシヌカズシテスソヲ袋縫ニシテツノ袋ノ中エ緒ヲ入テ括ル也是ヲコヌ括ト云ト也

[illegible]宮定基卿説也

○指貫後

腰板ナシ

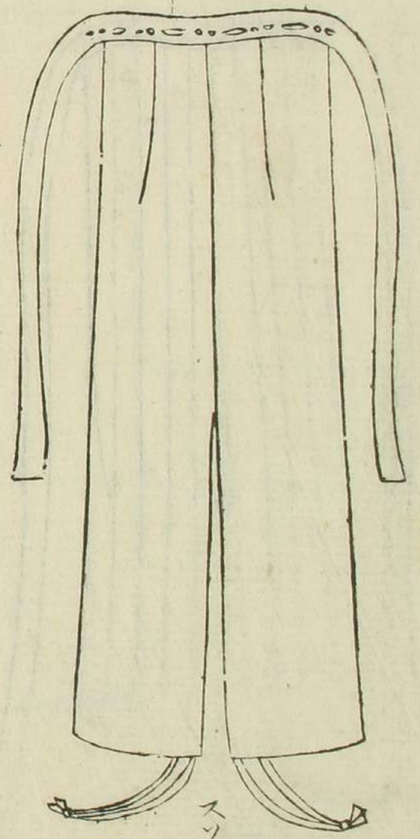

一指貫（サシヌキ）の袴を狩袴（カリバカマ）とも云狩衣の下に着べき袴なるゆへ狩袴と云是又布の括（クヽリ）袴也まそまくて裏結をさし覚きてある故可さしぬきの袴と云之和名抄に奴袴（佐師奴柯乃波賀万）漢語抄に云絹狩袴或云岐奴乃加利八加萬とあらえたり奴袴のよみを知ぬ人又ハカマトよむハ誤也又バカマといふ名目ハなきなるへさしぬき

栗花物語にふ志ての君に殿ハ小袴きてみちのまゝまゝありけれ云々按此小袴と云ハさしぬきのまゝのまゝこれ白ノ衣まて袴ばかり着かつるをいふなるへし本文の武家の小袴とハ別なり

小奴袴と書るハ奴ハ奴僕（ヌボク）とて賤きめしゝ法の人者也まそをまくて上げて奴僕の走り廻りに便り宜き故奴僕の着まゝ袴といふ心形り是も後にハ公卿の服に成て綾織物本を用ゐるにあれり

一小袴と云物古ハありし也仕立ハ右の指貫に同し古ハ者にハ素襖に小袴を着し武正の時ハ上下とて素襖長袴又小素襖を着するへ条々時出ニ云小袴の事ゆとくハ太（下）きの細きうまてこそ〔まじ〕なるでハ付ゆハずゆ法ゆ筋とハ横に筋を添るへ長サハ足のつぶ嫌し〔通〕迄つぶ嫌しとハくるぶしへとゞきゆ括（クヽリ）を入て犬などの時犬追物の事ふくりをまゝめて手上にむのばきをもきゆへ当時ハ足利時代

雑記五

長袴の代ゝを用ひ給ひて、ゑひの時ゟ
見ゝはひ尾籠ゟひ又云ゝもあふもの陰うさぎみかぜの陰あでゟ
紋の多く見ゆるぬぎ
一葛袴（クズ）とゝも布ゝ縫ふ指貫也ゝのくゝの布ゝ
絽のきれを縫つぎそゝくゝもゝ結を通ゝ筈ゟひこゝろ
くゝられぬ故ゝ大的の射ゟ水干ゟゝ袴を着ゝる大的の書
ゟ見ゝくゝうゝゝそゟ仕ぐ絽のくゝ
七八すゝのうゝあり
一水干（スイカン）の袴仕立振狩衣のごとく袴好（コウ）
縫（ヌイ）平絽ゟ立あゝゝゟも空あゝゝゟ
ゟゝゝ一ゟの元菊の衣のごとく一平くゝて一布ゟ二ゟて縫ゝ

古今著聞集巻八
好色ノ部云紫金臺
寺住吉ゟゝゝと云
四郎ゝゝあり今中興
紋紗の両面の水干ゟ
袖よりはづす袋の居
くゝを縫ふゝゝけ
紫の五ゝをどの袴をき
ゝゝ云ゝ両面ゟゝ表
裏おゝくゝもゝゝゝ
しゝゝゝゝのゝゝゝ
ゝくゝゝ
扶桑略記ゟゝ永
享ゝゝり
東鑑巻十三従（ヨリ）義
ノ水干ゝくゝ

一所役ゟ四所ゟゝ紐ハ兎組の緒也きくゝゟゝ紐のゝゝ
茶の紐ハゝゝの上ゝゝゝ袴
ゟゝゝ第紐短く後紐長し大的の時ハ紙、打葉水色ホの
水干人ゝの年の裕ゟりゝ深べし紋ハゝゝの家の紋をゑひ袴
ゝゝゝゝゝ武家ゟハ紋を付る公家ゟハ紋
ゟゝれゝ今時蹴鞠（マリ）の時水干ゟゝゝゝ
ゟゝゝ乗ゟ作る袴也」（蹴鞠のゝ水干ハ形ゟ井ゟ
ゝゝ乗ゟ作ゟ出ゝゝ袴）

一水干官服ゟあゝゝ官位ゟゝゝ人ゝゝ今昔物語巻十六伯
者守任国ゟ盗人を殺ゝゝゝ袴ゟ左廳（サイチヤウ）の官人をゝのゝゝ蔵（クラ）
をひゝゝゝゝ男のいゝゝ水干装

兎大日水干之事新野開答野官定基卿云兎水干と下事ハ甚しき臆説也とも愚案卿ヶ試ル此服ハ遊宴の服ニ以テ薄内の儀ニ以テ下の字水涯の往有之也一ツ川道漁ヲ云ニ用ヲ云ヒ出来ル所ニ存ル也

来しこるを引出しこり又巻二十二観硯上人在俗の時賊を助て絹布を得る物語に五十ハかりなるあそろしき男水干装束して打出の太刀帯て郎等世人卒具して出あひて云ヒ右の卅卒の男も五十卒の男もぬれ人也古ハ盗人だにも水干を着たり況や平人ハ猶水干着べきの様(ヨシ)て知る人し水干ハ官服にあらざる故雅も着たる歟也

一西三条装束抄云水干紗にても平絹にても又色ハ白をも何色にても大納言の時にて内に着用て又陽明家(近衛殿ノ事)にハ大臣又前途の後も此ハ絹を表用ニ尤不審也

○水干前

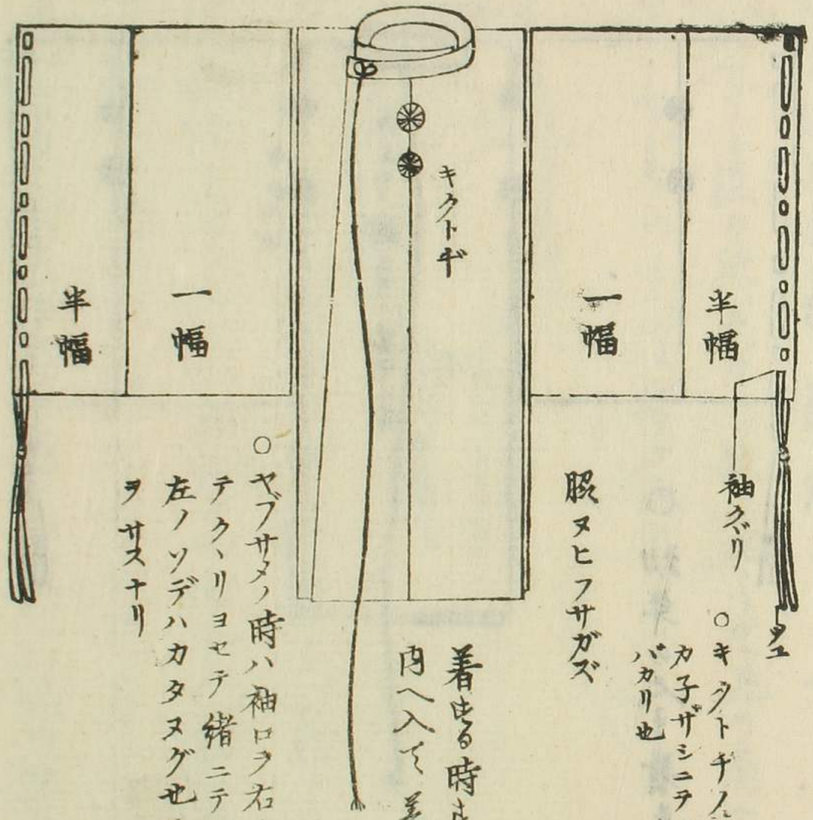

○キクトヂノ大サハ経リカ子ザシニテ一寸五六分バカリ也

脱ヌヒフサガズ

着ける時にハ袴の内へ入て着る也

○ヤブサメノ時ハ袖ロヲ右ノ手クビニテクヽリヨセテ緒ニテユヒヲク也左ノソデハカタヌグ也其上ニコテヲサスナリ

○水干後

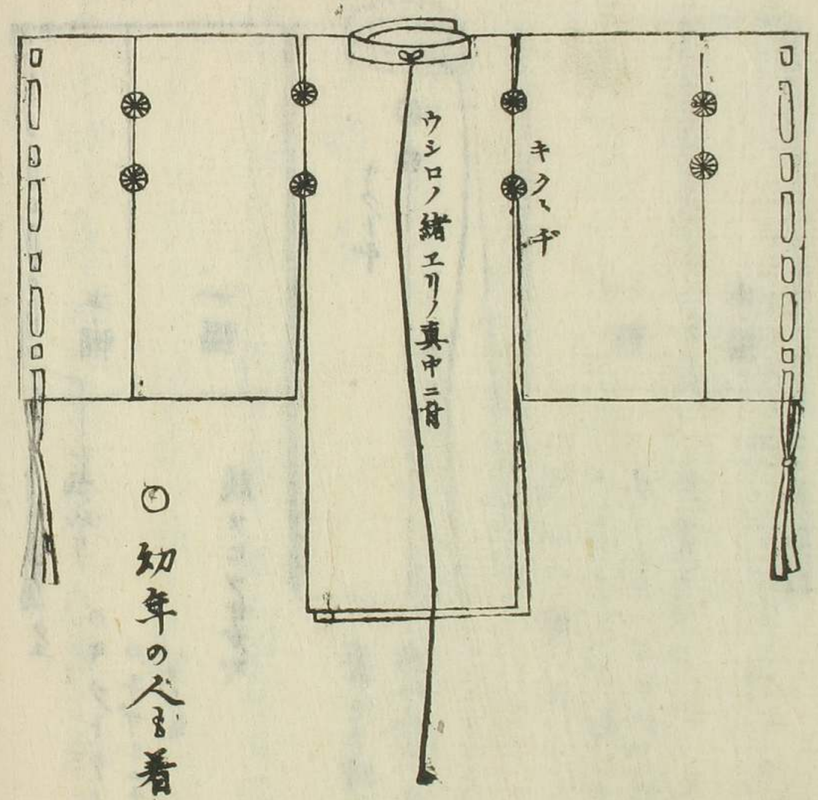

○幼年の人も着する物也

一水干のひもの結指前の結と後の結と前ちがへ有ぢ里ておの緒ハ前へ引くぐし後の結ハ恵里の後を廻して左の肩の上より前へ引くぐしてまろ日なに結ぶあり

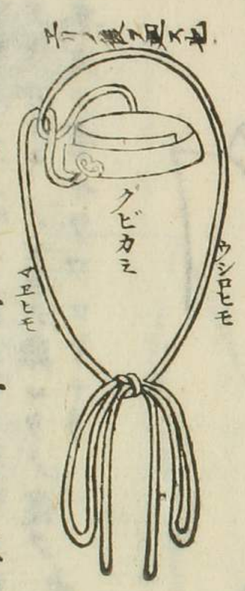

一又くびかこのかどを内へ折入てたりくびにして蒸る事なり

永綱抄 高倉家の書也 上下水干ハ幽玄(ユフゲン)ナル間也上ハ前後の短きあ也くびかこを内さまに折て恵りのめくまて蒸ゆをたりくびと云也たりくびに紐ありたりくびあらハ右の紐を肩より

後に付て左の紐ハくびかミの折伏たるさきに付て左の袂より
元出て前にまぢうへてゆふべし馬に乗る時ハ右の紐をも後
よりおるに同様にゆふべし云々貞丈云タリクビに紐アリト云ハク
ビカミニヒモアリノ書誤ナルベシ又
タリクビナラバ云々ノ文ニテハタリクビノ時ヒモノ付ヤウ替ルヤウ
ニ聞ユレ氏本文ノ心ハクビカミノヒモヲ其侭付直サズシテタリ
クビニシテキルトキノヒモノ結ヤウノ違ヲ左に繪圖を著す
云ナリ本文ノ書ヤウワロキナリ

光大曰盤領トハ盤ノ字メグルトヨム領マロクメグルヲ云クビカミノ略語クビカミナリ方領トハエリツケマロカラズ方ナルユヘ也領メグラズメ着タレルユヘタレクビノ轉語ニテタリクビト云ナルベシ領トハエリノ

○盤領（クビカミ バンレウ）
狩衣水干等如此

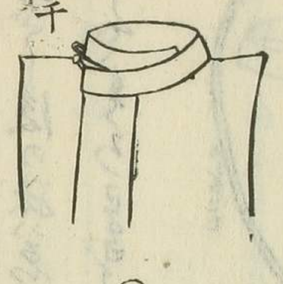

○方領（タリクビ ハウレウ）
直垂素襖等如此

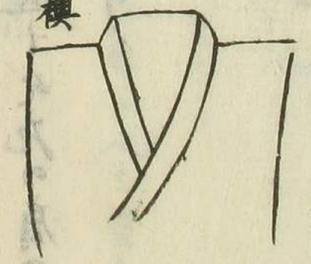

○水干たりくびに着たる圖
盤領
左右ともにかくのごとくくびかミのかどを
内へ折入て着る事もあるあり

クビカミノカドヲ折込テタリクビニスルナリ

此ヒモハクビカミノウシロニ付タルヒモナリ

此ヒモハ領カミノカドニ付タルヲ此所エ出スナリ左ノタモトヨリ出ストハ此事トリ

古画にも此右の肩の上より
左の己きへ紐のまぢかいにありたるハ水干と心得べし

雜記五

一水干の袴も垂のごとく長袴也地も色も上と同じ　あげ引の有るきくとぢの字を二ツづゝ左右よりなす　別に絵書きも不及

一長絹（チヤウケン）　本名長絹の直垂也の仕立板垂のごとし　袖ばかり地ハそぐしまでも紗綾（シヤヂリ）をどまでもある定まりあり　色も定まりハ白を用る薗とぢハ水干のごとく袖口所々ぐゝきくとぢひものあるハ定也　二つなる後ろ三所あり四所ぬひ　あげ引のあるきくとぢのあり　袴も垂の袴も替るあり　づく左右よりなす　袖の後見左右腰（腰より下二寸程下げて）二つなる袴腰の板も垂の袴のごとし　云ゝ（ヘイヲ）絵書あり長絹平絹

是長絹ノ直垂也

蒙古（ソケン）絹細絹（サイケン）色々ある恵命院僧正宣守の足利時代の人書れし海人藻芥（クズ）と云書にあり裝束の名絹ハ右の長絹と云絹ばかり名ばかりと云ふを名絹の垂と云ふ

長絹前（チヤウケンマヘ）

○大館舜雑談云ヲサウクノ仕立板ノ事別段ノ直垂ノ指モ図ナシ　キクトヂ以下ノカザリハ勿論ニテ

雑記　十

宝町記云将軍家御判御装束長絹ノ直垂トアリ　長絹ノ袈裟平家物語ニ見ユ　長絹ノ狩衣古今著聞集ニ見ユ　長絹ノ衣太平記ニ見ユ　長絹ノ袴ト云ハ長絹ヲ以テ作ル袴ト云ヘリ

東鑑ノ中ニ長絹二十疋長絹卅疋ナド、云ヒ又所ニ二見タリ　絹ノ名ナリ明也

○後世長絹ト云絹ハテトキ二仍テ紗生絹等ニテ作ル也　曽我物語巻四箱

○長絹ト云ハ袖ばかり地ハそぐしまでも紗綾をどまでもある定まりあり　色も定まりハ白を用る薗とぢハ水干のごとく袖口所々ぐゝきくとぢひものあるハ定也　二つなる後ろ三所あり四所ぬひ　あげ引のあるきくとぢのあり　袴も垂の袴のごとし　云ゝ（ヘイヲ）絵書あり長絹平絹

雑記　十一

ヒ 祐紅ニ逢シ条ニ与
せうけんのひとくれは
松は茂をぬかけ もえ
ぎの糸すてきくとぢ
してこあさむきは
立ぬかこそとをしへ
それハ云々

○西三条紫束抄云元
服以前用之菊トヂ
トテ黒キフサアリ地ハ
スヾシニテモ紗ニテモ色
ハ白シ

○長絹後

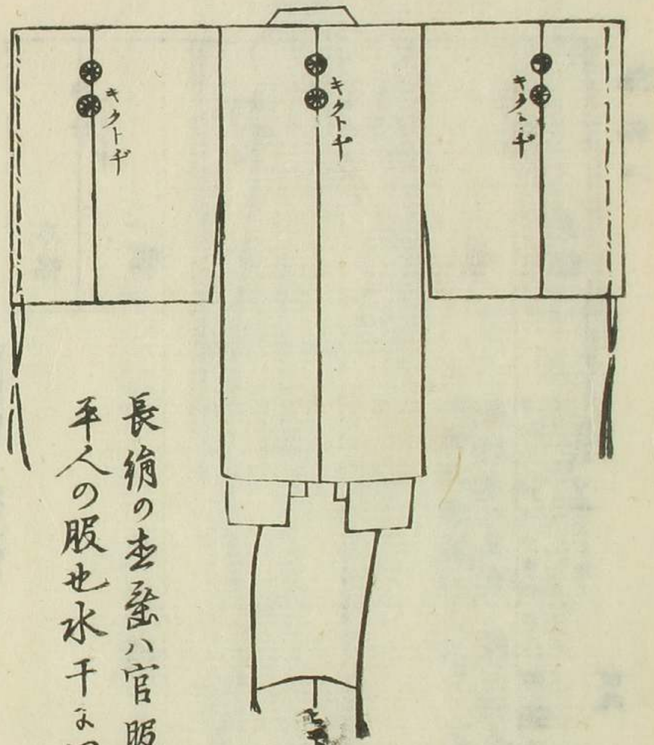

長絹の杢垂ハ官服にあらず
平人の服也水干に同し類也

一長絹の袴ハ前に記すごとく杢垂の袴に同しあい引にかさ
を二ツ付る絵曷々不及

◎長絹紐結様（ヒモ ムスヒ ヤウ）

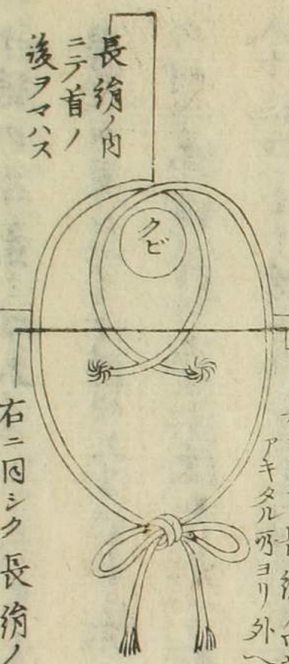

長絹ノ内ニテ首ノ後ヲマハス

是ヨリ上ハ長絹ノ内ヘ入ル

是ヨリ下長絹ノワキノアキタル所ヨリ外ヘ出ル

右ニ同シク長絹ノ服ヨリ外ヘ出ル

是ヨリ上長絹ノ内ヘ入ル

此紐もの結せ方右のひもを長絹のふところの間ふて左右の紐をとりちがへて人びの後を引まハし前へ出り長絹の左右の服より外へ引出して左右をとり合せて結ぶなり

此此この所にごんをとりて画ばきこゝるハ長絹之毒招より紐出てもとめまぢのひにあらず

東寺誰家ノ所蔵ニ
汁谷寺松田丹後守
貞秀十徳ノ蔵メタリ
宝永ノ火災ニカヽル所
黒布ヲ以造リ身長
三尺後ノ一幅二幅ナ廣
一尺四寸襟廣一寸八分
大頸廣下八寸袖廣
一尺五寸ホタレ二尺寸
紫横長一尺九寸廣
上四寸下一尺其製縫
腋ノ入襴ノ如シ帯平
紐廣二寸長結頸ヨリ
キレテ知ベシ

一 十徳(ジツトク)のこと条々ゆゑと云いはれハ葛を葛布 白くても黒くても
染てぞ用ひつる十徳の上ニ帯を結つる事公方などハ犬追物狩
の時ハ素襖袴の上ニ十徳を着し鷹野を持せられて鷹狩
入られしハ十徳をぬぎて鷹野をさせて出られしなど申しし云々
貞衡云十徳ハ素襖のかハりもあるハ庵衣の服あきたる物也十徳ハ
服をぬひかさね物也昔ハ葛布にて着る也侍ハ人称によりまくり
しまてもある下々の者ハ布にてきる也中間小者輿かきなども
着る者也侍の着るハむかしよりもまたありのやうに、の
着るハ今もなし白布を着て帯にきる也又白絹をも用
後より廻して前にて結び着る也十徳を中間小者着ると
下ニハ四幅袴を着る也其上ニ十徳をうちかけて帯をせざる
也十徳ニ紋付る事素襖のかはりにきても苦しからず貞丈云今
醫者(イシヤ)の着る十徳も今ハ同じ物也

一 むかしハ十徳ハ禁制の何也と条々ゆゑ書ニ見えたり今もむかし
十徳とハ中ニ袴を着せずして中帯をむすびて 中帯トハ小袖の上ニ結ぶ帯也
十徳を着るをもむかし十徳と云下ニ袴を着て上ニ十徳をも
むかし着ざる也るハもむかし十徳にてハあるまじ 武雑記にあり

一 布衣記(ホウイキ)ニ云白布を十徳の帯のかハり平ぐけにして云と 康富日記
たり 十徳とハ白布の帯あり帯をせずして帯をはなして着るをもむかしぎと云々
ニ云文安四年四月九日条十徳袴云とブンセウ草紙絵巻物 土佐古画

は輿のきゝ夫モエキの十徳又淺黄にコモチ筋黒にて引たるを差し侍エボシ差たる袴ハ不差なり

○十徳前

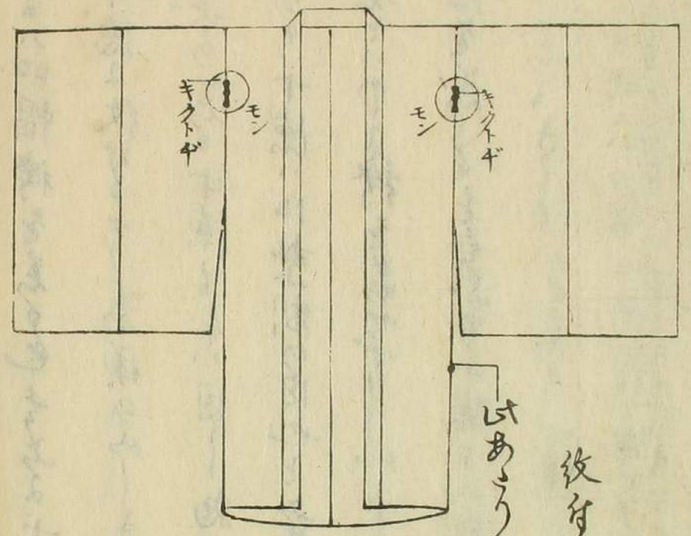

紋付けざるもあり

此あたりより下をぬひかさて也

侍の差るハ膝に紐あり

もそハ袴の外へ出して差て白き帯をもする也

○十徳後

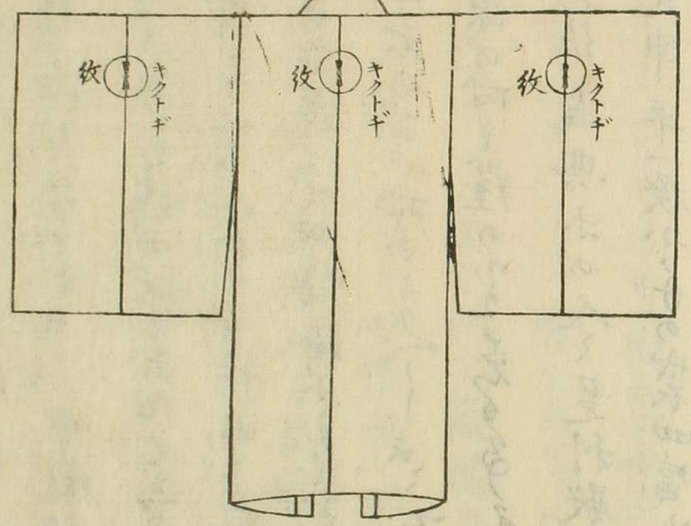

私刀記云公方様ハ糸宮ハ出立之事ハ十徳ハ小袴何も色ハむらさきへハ紋桐を付ハ仍ハ供元出立之事同十徳小袴十徳のたけハ常より長し十徳の上に帯をして腰あてをして太刀をはきうりぼを付弓を持ぬ也こゝあてとハ引き者のなり

一四幅袴のなり貞衡云四幅袴ハ第二幅後二幅なる故四幅袴と云長サ膝(ヒザ)(カシラ)まで也もそをかせざくもなし草まで二ぬりて菊

とちなり草ハ志やうぶ草又思草也袴の色ハ不定濃(コ)い柿(カキ)杯
よし紋を付てもよし後腰ハあし腰板のるゝ前廣ければしぶを
一ツ取り紐を付ると也云々中間小志だのり思ふるあらば
付もきるなれ蜻川記に云ふ此もしりなどに四幅袴などを着
ゆ時志のなかちんあさぎ何れも各思ゆゑ書札雜々ゆゑて
云志るき道とて四幅袴にもくだちとするなれべからず
中間小志のなハ時によるべし云々右侍の思ふる時のなを云
又軍陳の時も理のなに思ふるなれ太平記武藤太義宗
左兵衛佐義興ホの人々足利殿と武藤野に戦し時将
軍の先陣平一揆小手の袋四幅袴笠志るしまで一色可

皆赤のりし由見えり貞衡云四幅袴着るにハ先後腰を當(アテ)
て前にて結て次に前腰をあてて紐を後へ廻し又前へ廻して
前にて結べし前腰の紐を後腰の外へかけて廻せし者の袴
の思ふとハ聲る也云々四幅袴今ハ世に用ざる物なるなれ知り
ざる人少し諸出萬用抄に假猪袴(ケシヤウハカマ)とハ四幅袴のなり

四幅袴前

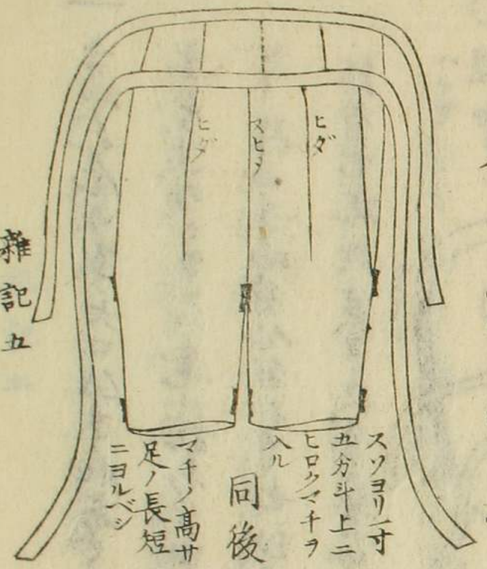

同後

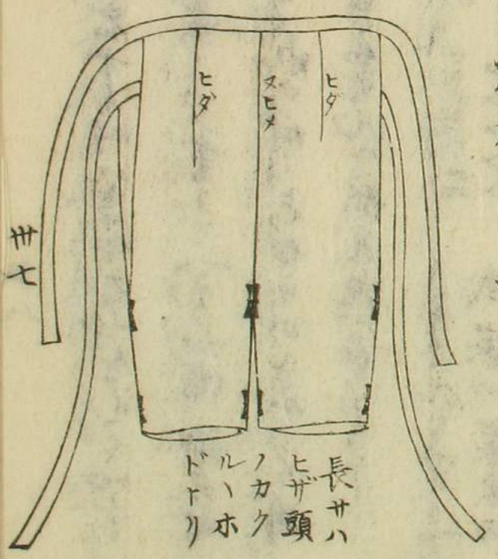

一きやもんの事大口ひたれあど居する時ハきやもんをもてべし
赤き手のこゝ内ハ尾籠なる由条々少書にこゝへたり四幅袴の時
無程以きやもんをもてし也記たれの時ハ志ゆものきやもん用
新由を流故実にこゝへたり昔のきやもんの形を純ぐべし

○脛巾（ハバキ）

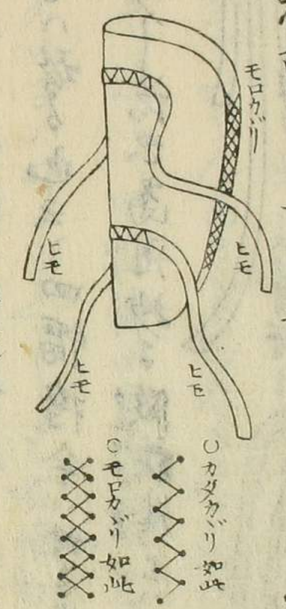

きやもんもいまへ
武家の装束の
方に付たるもの
故記こゝ

一京都将軍の法装束に衣文（エモン）をバ高倉藤中納言殿附て来たれ
られし也東山殿年中行事にあり正月万事白き法無
高倉殿より調進せられし由条々少出に見たり法成の時ハ高倉殿事にて

公方様の法供よりも引さがりてまゐらる是ハ法衣文の
為に来られゆゑし年中諸大名に法成記に見たり

一行縢（ムカバキ）ハ古の人ハ今の人に袴居るぬく常に着しなる也射手方
具足秘傳に見あり然るに居るとハ馬にのる程なれハ必着したる也

一紆縢（ムカハキ）にやたらびやうしとて鞍のあたる所へ別の革を付る物也と
いふ人ありやたらびやうしといふ事旧記に見えずそれに似たる事
もあしいぶのし此説用がたし又行縢をもきて貴人ハ右方の膝
にあけゆきあるを云説あり此事も旧記に見へ候用がたし

やたらびやうし
と云もの射手方
に入用なきもの
あり

一もの両紆縢（ムカバキ）と云ハ神事の時猿の事也神事の時犬追物笠懸や
ぶさめなど射る時にもて紆縢ハむかばきのもそ白毛のかどをもぢ
うひに切てもてを云也笠懸少出射手具足秘傳の出に見へたり

ぬり行縢と云ハ麻の毛皮をうるしにてまくぬりたるを云 白星残スを云

又り合せの行縢と云ハ麻の皮と虎（トラ）豹（ヒマウ）の皮と竪につぎ合せたるを云又鹿の夏毛と秋毛をつぎたるを云 射手具足被備ル事

然の皮の行縢ハ弾正の官の人あるでハふ用ゐ虎豹の皮ハ公方様又ハ三職の方あるでハ用ゐぬ 射手具足被備ル事

○犬追物図説を以て光大追物図を補入ル

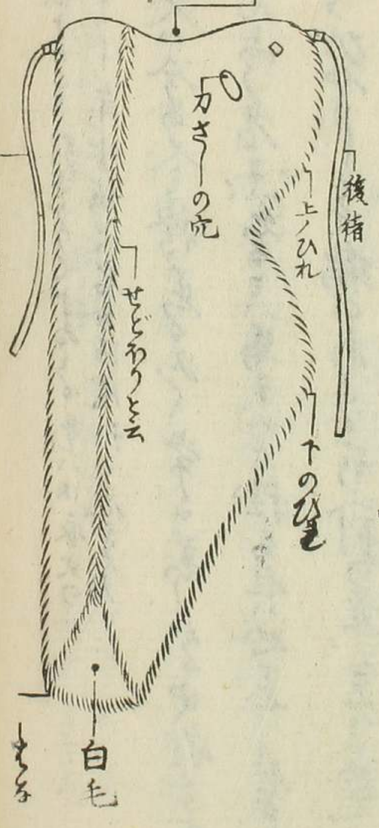

光大追物図説ニ曰行縢ハ鹿の皮を用る事専也之若年の人ハ毛色のうすきを用ひ老年の人ハ毛色のこきを用る心略鹿ハ四月比よりそろく毛ぬけ代り五月比黄色を成又白星あざやかなり然ども夜の間おい毛長く赤くきーて色くろく八月比よりまた毛ぬけかはりて赤みつよくありて毛ざしのよろしくて後ハ冬の間ハ毛のごとくなる風おゝ夜毛とりわけ夜毛ハ裏ハ薄くて毛のぬけ代りする時ハぎこちなき皮也その色うすく花やかなる故十五六色の少年の人用ゐ夜毛の秋ハ秋ハ毛そろひて毛のぬけ代りする時もぎこちなき皮也夜の方毛ハ長く秋の毛ハ短くてせまじをてあるをもつてせまりたる毛をむしりてのくるあり毛をむしりても毛と云ても毛とゝもにぬけかはりハこき故十七八より二三十ヶ上此年の人用ゐ秋二

○同 右 草

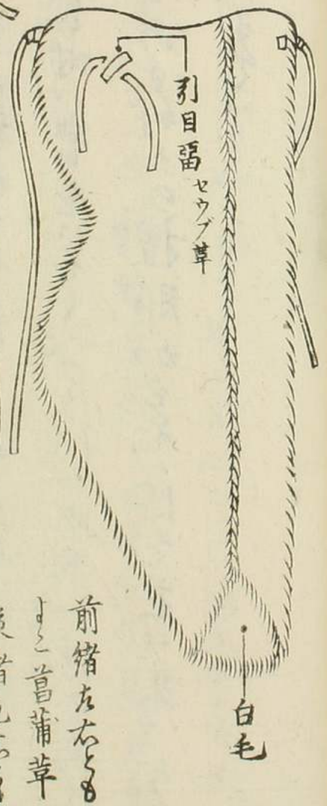

○同裏 右 草

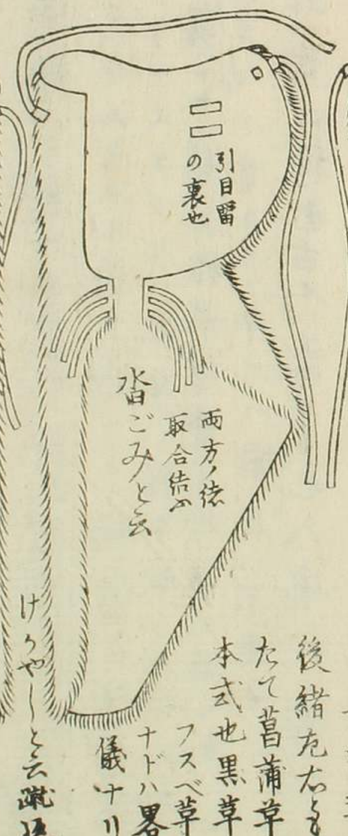

前緒左右ともよこ菖蒲草
後緒左右ともたて菖蒲草
本式也黒草
フスベ草
ナドハ略儀ナリ
けうやーと云説也

○同 左 草

毛とつかハ羽毛
蓑毛の於うけ
るを云ふ而ハ二ホ
るあしく仕於二毛
の黒きといふ毛を
るを取りてかゝみ
さしくるぎ以そ
ぎくる皮へその
色玄毛の於うけ
るとぃひもり
すくきかゝる六十
以二老年の人用
之於毛の冬ぐり
てあきといひハ
白斑於二もの是
きを云ふ而ハくて

大木抔ゝ権佐忠
公朝臣ハ雪ま一
おち茅ともり大
うひのうちものは
ゝ随ハうるもの
そう
又行基菩薩の
歌ゝ随ふぐる
徒行ま出ハ
ゐの随られこそ
ぬひ一そのかへ
るの随ゝ

一熊の皮（クマノカハ）行縢（ムカバキ）を弾正又検非使（ケビイシ）の官の人用る事ハ武家ゟ定るゟハあらず禁裏の法定也尺素往来一条兼良公の作の由之行縢の事を書ゐひ一初ゟ霜臺（サウダイ）廷尉（テイヰ）者熊皮尋常之事也

と有り霜臺ハ弾正の唐名（カラナ）也廷尉ハ検非違使の唐名也弾正も検非違使モ法ニヲムキタル者ヲ糺（ただ）シテ刑罰ヲ行フ官ナル故威勢アリテ人ヲソルヽ也熊ハ猛キ獣ナル故威勢アリソレヲ賞美シテ弾正検非違使ノ行縢ニ用ル也泥障ニ用ルモ同シ意ナリ平人ハ熊皮ハ不用也

一かゝ袴（カハバカマ）と云ハ草の袴也古人ハ総々なる也入唐記ゟ韈（イツチウ）と云草ゟもある時ハ袴をハもくべうくしひも也又一体もあり

あどゟて沙倶（グソ）の時ハ皆の檀那（ダンナ）かるそ袴を着て来り名

と云草ゟもある時ハ袴をハもくべうくしひも也又一体もあり

あどゟて沙倶の時ハ皆の檀那かるそ袴を着て来り名

ニ而り近代ゟそい

有徳院様古きるゟを法なさるゝ故成の時ハ菖蒲（シヤウブ）草の法袴をあされ一右吹上の法庭あどゝ人の抔法せるれ一也

一かゝぎぬと云ハ草の胴服（ドウブク）あるぞ一蜷川記ゟもぐぎぬの八徳又ハかゝぎぬあど打のび男人の法前一着るゟ云ふ名元ゟを

一古将軍家の女房元きぬをめ一裳（モ）をめ一袴をめ一あど云ゟ

箱中旧記年中恒例記あどゟありきぬとハ五つぎぬのるノ今世俗ゟ

十二ハとゝ
とゝふあり裳ハうしろより
着そを上ゟ単（ヒトエ）ゟ五つきぬ
ふくきぬを着て抔裳をかくる也単ゟ衣上着ゟ

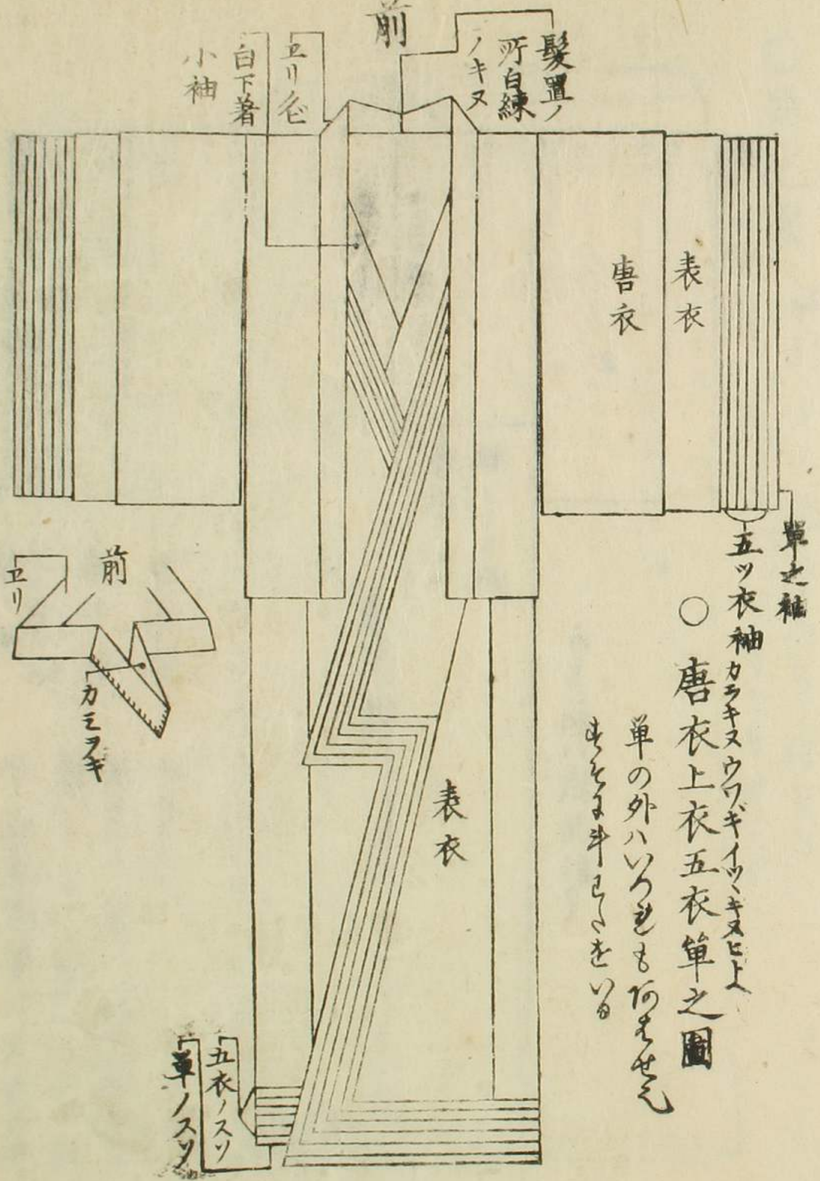

○唐衣上衣五衣單之圖

單の外ハいろもも何もせんもそれは半ことをいる

○唐衣ハ葉室大納言時長卿ノ作也シカレバ古堂上ニモ十二單ト云名目アリシ事也田舎詞ニハアラス

○唯心院(房通公)裝束抄ニモ十二單アリ

○増鏡正應三年むつ月の一日中略宮ハ中ごき紅梅の十二のゆぞよ同をのはひとへ云々

重手ニ付下の袖の少々出る程に限て上に重る衣をバゆきを少々短くまゐる五ツ衣ハ五ツ共に同し色同し文ならんうハぎハ別の色之五ツ衣地ハ練(子リヌキ)貫也からぎぬハまつふの形のごとし但ゆきみじかくおハしくうしろハ短き物之事のごとし

一十二單(ヒトヱ)と云名目も古よりあてしる之源平盛衰記(巻四十三)女院(ニヨウイン)ハ後(ヲク)れなるゝと云焼石と云視の筈とを左右の法袂に着し入法身を重くしてつゞきてゆゑ入らせあふ中略弥生の末のるなれハ蔵重(フシガサナ)の十二單の衣をめされたり云々女房の裝束ハ武家の故実にあらざれ共旧記に其名目出たる事かやうの物といふ事をしらせんなるにあらく繪事をしるす者之事なるハ公家の故実者に尋ぬ歟し

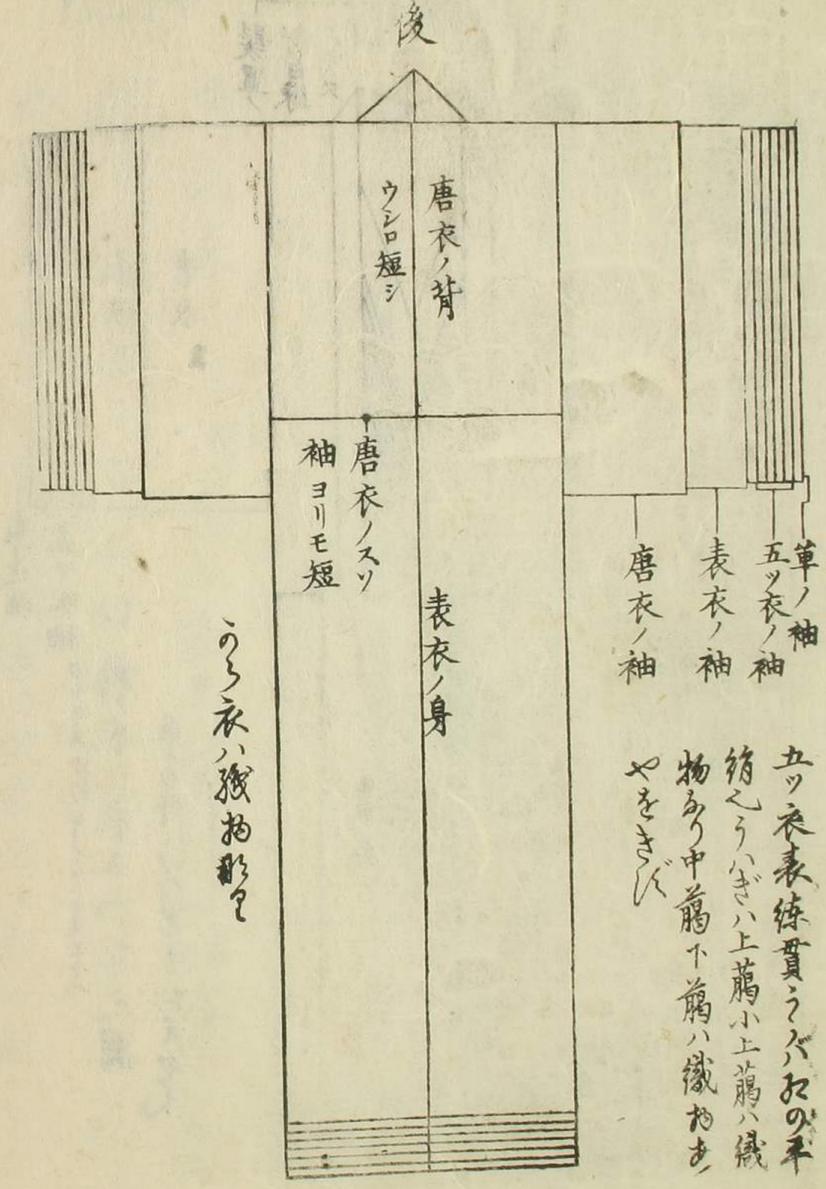

五ツ衣表絲貫うてバ和の平絹之うハぎハ上﨟小上﨟ハ織物なり中﨟下﨟ハ織物あ
やをきぐ

このら衣ハ織物形也

○袴之圖

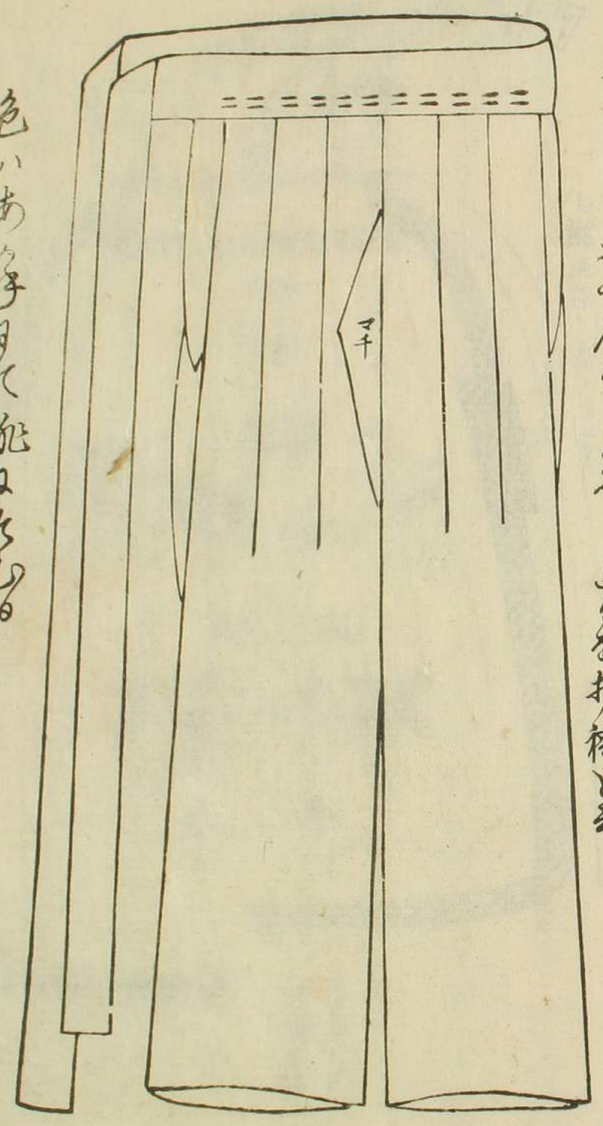

枉引まして張さるをまり袴と云
おて屈まらなしさるをお袴と云

色ハあ々子まて紙にそもる
地ハ精好なり
まての間のひもハ右の方まてむまぬ

雜記五

○裳之圖

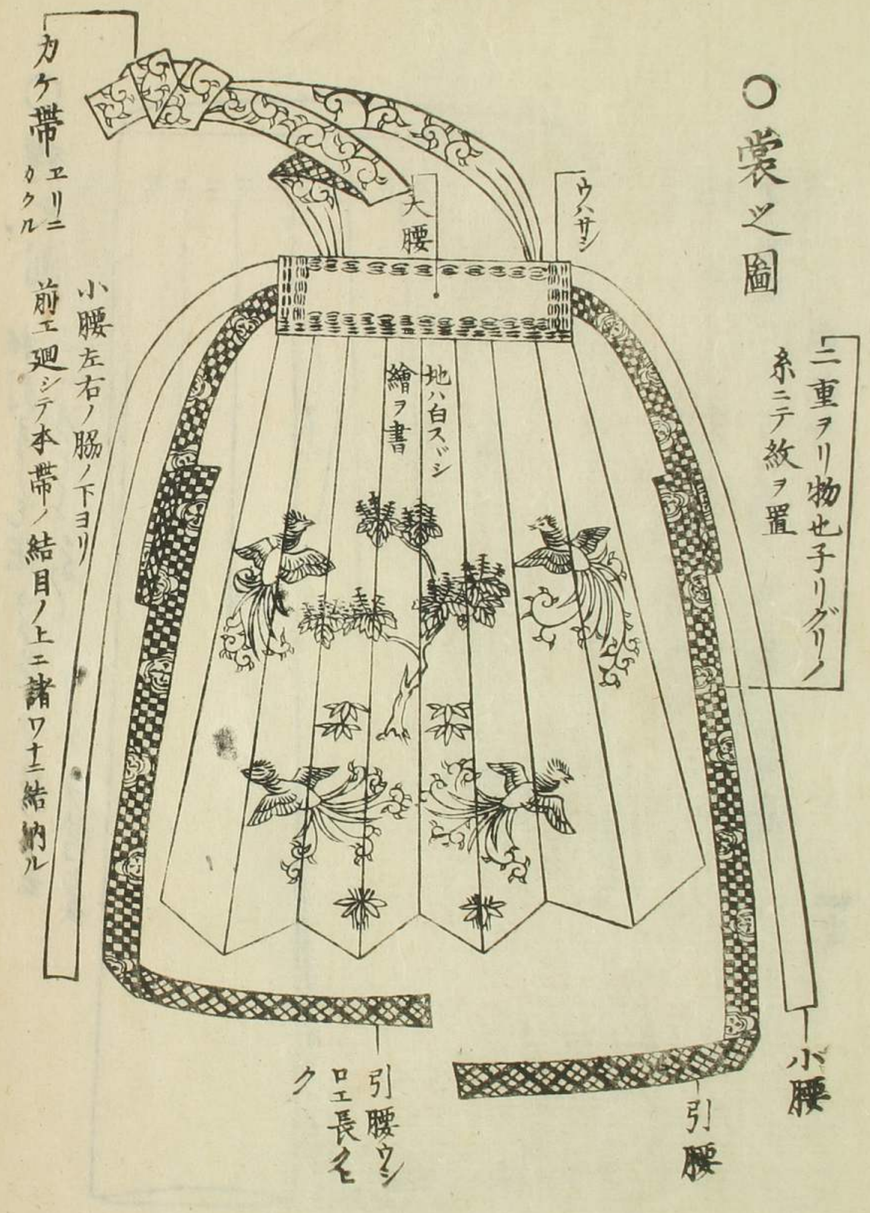

一束帯とハ冠をかぶり単下襲袙を重ね上に袍を着し裾を付赤大口の上に表袴を着し石の帯にて装束をかた先襪をはき靴の沓又ハ浅沓をはき笏を持を云く武官ハ平緒にて太刀をはくし

是ホの装束ハ装束圖式といふ書に繪圖あり公家の装束之

一衣冠と云も大袴束帯のかし但衣冠の時ハ縫腋の袍とて両脇を縫ふさきこる袍を必用ゆ表袴を不用して指貫を用ひ石帯を不用して腰帯を用捨扇を持也

是ホ装束圖式に繪圖あり

一束帯衣冠杰垂等ハ皆公家の装束也武家の故実に非ず公家高倉殿山科殿の家に故実あり公家装束の繪圖ハ装束圖式と云書に詳り見るべし

此出板行にあり

仍畧之

一上古ハ東帯あるひは衣冠なりし衣裳来の形やうやうあるべし
用ゐる事ハあるひは衣裳来の形やうやうあるべし
後多羽院の比より衣文と云る出来て裳来の形こはく成る
と也宮寺山科あと裳来の家と云るもそれより出来のもの
天狗の肖像あどを書くるに今の裳来のごとくこはくかど立
拵よりハあやまりて天狗ハ古代の延喜年中の比ハ裳来の
形座和らのあり

一
襖(ウチキ)と云ハ裳来の下に着る衣のもの又大襖(ヨホウチキ)と云ハ襖乃
ちきみを大く縫ふ物と云ハ着る人ハ踞る
物と今武家の肩服のやうにそれをねかして小く縫て常の襖よりして着る

出衣(イダシキヌ)トハ云ハウシロ肩ノ通リヲ腰ヨリ下ヲワリテヌヒツゞケズ両ノ脇ノ下モワリテヌヒツゞケズスソノ方五六寸ニ至テヌヒ合スルゝ左ノ如シ

此図形野問荅ヲ以テ光大補入之

一
又小襖(コウチキ)と云物あり是ハ女の着る物にて裳(モ)唐衣(カラキヌ)などを着(キ)ざる時ハ小襖をうちかけ着るゝ小襖ハ後ろそばを縫ひ合せず袖ハ小袖のやうにて袖口ひろく袖ハ裳唐衣ひろ袖ハ着る人ハ踞る物にて袖ハ広く縫ひ袖口ハ狭くして袖口ひろく袖ハ広く縫ひ袖口ハ狭くして

一
衣(キヌ)と云ハ上衣来の下ハ着る物にて袖ハ細く縫ふ物にて袖口ハ狭くして袖下より竹縫ひ合せず袖口ひろく袖ハ広く縫ひ袖口ハ狭くして袖下より竹縫ひ合せず袖口ひろく袖ハ広く縫ひ袖口ハ狭くして

一
出衣(イダシキヌ)と云ハ出衣(ナフシ)あどをきるに衣きぬの下前と汎の先太のそそを出すゝ着用の折先指貫を着て腰を帯ひそ上ま衣(キヌ)を着ー
そよな出衣せざる時ハ衣(キヌ)を指貫の中へ着ー
こもむゝ是秘するゝ出衣のもの世俗浅深抄拾要(センシンヒセウ)(トウクハ)(スイヨウ)葉未

ま見えり出衣せるなりハ一段よそおひをかいつくろふ時のなく云々
衣の表と裏の色のとり合せよりて色々の名ありその名は
桃葉葉を初め裝束抄どもにこゝ見えたり

一 袙(アコメ)と云ハ衣と同し躰也但袙ハ衣よりさけ短き之袙と名付なハ
草とも襲のなふ差こむる故アイコメの訓(クン)すてアコメと云之

一 腰継(コシツギ)或腰次正書 義教公活元服記ニ白襖(シロアヲ)活狩衣紅活下袴萌黄
活袙は大帷御腰継タテ白活指貫ト見エ物具(モノヽク)裝束抄云腰
継内々上括(シヤウグヽリ)之時用之云々衣服弁覧云下括(ゲグヽリ)指貫ノスソヲ足クビニテクヽルヲゲグヽリ
ト云ナリ之時ハ下袴ヲ差ス上括指貫ノスソヲヒザノ下ニテクヽルヲジヤウグヽリト云之時ハ腰
次(ツギ)ヲ用ユ 腰次といふハ生ノ平絹子ラヌ羽二重ナリ或ハ布也短き

白大口ノ如き袴也云々腰次トハ下袴より短きゆへに袴の名
をいわて腰次ト云へるなり裝束要領抄云下袴本儀綾(アヤ)なり
下括の時指貫の下に用ゆ又腰次とハ布の袴也上括の時
用ゆ是も草衣(ヒトエキヌ)等をかさぬる時のなく云々是下袴と
腰継ハ二品なり一品に見へたるハ誤(アヤマリ)也

一 下袴(シタハカマ)裝束要領抄云下袴本儀綾也十五歳以前の人濃色(コキイロ)コキ
紅ノ事之今フジカ子ヅメナリ 十六戈後紅長年の後白色也文定なるなし略伐
すて近代平絹羽二重ノ下ヘ下括の時指貫の下に用之云々又衣服弁覧
云下括の時ハ下袴ヲ差ス云々下袴ノ形束帯に表袴の下に
差る赤大口のなし但まち入らずしてまち入る袍穴あり両股の

間ますを近堅ふつくとこびて重ねてあり括り腰紐ハ
右の脇より結ぶ左ハ紐つぶきてあり下袴より腰紐ハ短く出る
別して知ぬ法式服記なし下袴と腰紐二ハ指貫のやうなる
用ゐめる趣なく不審し由緒のあやまりてめ
二ハ蓋して記やすや裂追て可考

一退紅（タイコウ）の色官位ある部ハ記しもの也

一裝束の出ハ端袖（ハタソデ）と云ハ袖二幅半（二幅半ある）の内袖口の方の一幅を云又
ものゝとハ大頸（ヲホクビ）のもの又頸（クビ）とハ領（エリ）のもの

一繩（サイジヤク）ハ表と云ハ裝束のたけをひとくゝりにするを云
裏輪（シンカン）裝束ハ繩（サイジヤク）ハ表ハ裏（タクトヒトシ）と云り

サイをバきるみそ
ぢんじやくをハ
うらぢやくと
名目のごとし

不動ケサ聖護院
流ニハ糸ノフサ
ヲ付ル出羽ノ羽
黒流ニハ金ノリ
ンボウヲ付ル三
宝院流ニハ輪ゲ
サヲ用也
大木抄ニ衣着肩
大臣みすゐ（ママ）
こけぢをつくろふ
いぐりのすぢこの
け衣ある也ぬれ
字治拾遺巻二身
六条こことの外
小ぎれまきこころ
めの衣のみぐら
きる不動袈裟
け木綿子の念珠
の大なるくさ
げるは昨入き
てそうろう云

一山伏のそぐわけと云ハ袈裟（ケサ）のるふハあぐず衣の名也聖護（シヤウゴ）
院殿の峯入（ミネイリ）の時ハめさるゝぐわけの法ころもといふハ白き
色ハ除る麻の衣ことぞ精進のあるべき云雑（ウタヒ）ハ猿の衣ハ
もぐうけのとあり義経記弁七なども出ぬ猿の毛
衣ハ腰をいだきあれバ古さん座もくとあるひたる
むさゝ人のむづる毛を守てもぐうけをしめきそいでき
るとの事ハけさの名ハてあき法服也袈裟ハ
不動袈裟（フドウケサ）といふものあり頭巾（トキン）とハまゝ頭巾とゝもあり
ハぎれんのめくあるもとて義経記弁七判官ハ國衙の名
る判官殿ハ陸奥ある人おいゝれハあくのなる白き

太平記巻三大塔宮熊野落ノ条ニ云宮を路のまゝ山伏の姿ともなし柿の衣よ笈うけ引巾眉まぎに責云〳〵

小袖二ツまやそず付るぢもろのくびくゝ(クヽ)大口むくゝ(ムクヽ)よそをいうくゝ(ようくゝ)もくる時きん目のきまゝぞひけくゝ(ひけくゝ)とあり又参考大せんぎもそれバ袖をぢうあるべき(べき)まかちんのほぎきよごんばをいそ袴のくゝ(くゝ)ふゆひて射る姿あるの長ときんをぞさげくゝ(さげくゝ)るをもつ古のときんハ今の世ゟ山伏ぞのごるべきとハ形遠くゝ(とをくゝ)る山伏のときんぬき

古画ゟ見くゝ(みくゝ)るトキンを皆め時くゝ(めときくゝ)トキンハヅキン也換代ゟハちいさくゝ(さくゝ)して額ゟ置あり

職人尽の絵

土佐光信ノ画

一又相州遊行寺の什物(ジウモツ)一遍上人法伝記の絵ゟ出たる絵也その体の図然ゟ権現の法形を山伏姿ゟ名づきたるときんハ形右のめくゝ(めくゝ)して耳のむき(ヒモ)平き紐のめくゝ(めくゝ)まる物あり其の長さ足ずにさげくゝ(さげくゝ)る頭巾(トキン)よりわりて廣く脇ゟ付る由山岡浚明(ユヤアキラ)法令絵り義便記ゟ判ず小國尽の条毎ゟ山伏姿ゟ感じるを書たるゟ新妻ゟの長ときんをさげくゝ(さげくゝ)るノ紐(トルトハお)といえり無理ゟてそく長ときんを用るゟある一(一)ゟのれも今の世のときんとハ遠くゝ(とをくゝ)腰当(コシアテ)と云ハ呉服(キモノ)のまゝハあくゝ(あくゝ)ず毛皮ゟて裁皮(シキカワ)のめくゝ(めくゝ)作り紐を付てうしろ腰ゟあてゝ紐を結ゝ是を引懸(ヒツシキ)と云引懸のかたち

今時渡ノ上ニ大ハワラサス二草ニテ腰アテト云物ヲ作リテ用ル也是ハ古ハ多之ゟ近世ノ形

作し古キ書ニコシアテトアルハ其文ニテハ無キ引歌ノ事也

委細ハ調度の部引補の間条に記し並也見合へし

一 狩装束ハ鹿狩（シヽガリ）の装束之狩にハ袖がそ（今時籠手袖と云ふ也）を忌まる由小笠原長秀の記にこゝ也 箙（エビラ）ハ鹿箙（シヽエビラ）（一名狩ヤナグ井）を負ふ也 同記にこゝ也 矢ハ麻（シヽ）矢（ヤ）（一名野矢とも云）を用又征矢（ワヤ）をも用行縢をもくし杰垂を忌し笠をかぶる事我物語に見えたり狩の笠ハ竹ぶさと曾我物語にあり竹笠と云ハ竹網代（アジロ）笠あるべし十郎祐成が竹笠ハもよぎ自ひのうゝ折たる竹笠五郎時致が笠ハうす紅にてうゝ折たるひやうもんの竹笠ユ蔵祐経が笠ハきん紗（シヤ）にてうゝ折たるうきもんの竹笠河津三郎が笠ハもえぎうゝ付たる竹笠と曾我物語に見えたり 弓ハ重蔵せんざん二所蔵吹よせ蔵と同物語に見へたり

王識一統ニ云 猪馬の人あらハ後次の袖をくゝ草袴袖細又肩衣まてもの苦又云舎人の出立ハ上下又ハ袖細也 義輝法元服記ニ装束袖細草袴行列云々 貞順豹文書ニ云 袖細ヲ用ルキンシヤ類用ルヿ不可有之云々

何也もぬり弓に変巻たる也

一 袖がそハ素襖の袖を細くさきがそに縫たる也左右の脇の下をも縫ふさぐ也三識一統あどに不しまあり古き絵にもこゝ見たり是ハ両袖がそき也又ゝ袖細くして狩に見るまもあり富忠以書に見たり左の袖を細くして籠手に用ゆ也両袖細きをも狩に用也（小笠原大双紙に見）

一 傍續（ツバツヾキ）と云ハ小直衣（コナフシ）と云装束の事也公家に用ゆる事物あり年中恒例記に公方様に傍續をめしける也見たり（装束図式ニ繪畫所ノ）

一 裘袋（キウタイ）といふ装束 知りたる人少し東鑑巻五十（文應二年正月廿六日）云今日和歌御会始（中略）右大辨入道真親（裘袋）とあり裘袋を

宮躰(キウタイ)とも書也三光院内府記云法躰裝束等之事參内ニハ
宮躰下ハ指貫上ハ如袍着袈裟鈍色(ニビイロノウヘノハカマ)表袴香ノ重子衣香(コロモ)ノ袈裟檜扇(ヒ)
或持念珠(ネンジユ)大納言ヨリ參議迄ノ法躰ノ人ハ着用之ハ内ニハ
素絹ノ二重袴ヲ着ス云々 裝束拾要抄ニモ西三条家ノ抄ヲ引テ右ノ趣ヲ記タリ西三條家ノ抄ト云ハ即三光院内府記の事也
裳袋も宮躰も非也裳代の字本也

一裳代ハ法皇御着手外法門路方差用あり違時御条内の時のこゝめさるゝ由褻(ケ)(ハ子)の御服ハあらぬ裳代とハ裳(カハゴロモ)ハ代(カユ)ものの意あるべし 裳ハ毛皮なりて縫たる衣なり隱衣などの是なり

一裳代一名素絹(ソケン)の衣とも云但素絹ハサウガウなし光の襟(エリ)也
貞丈按素絹と云ハ織文なきを絹なりて縫たるを云之文なき

故素絹の裳代と云

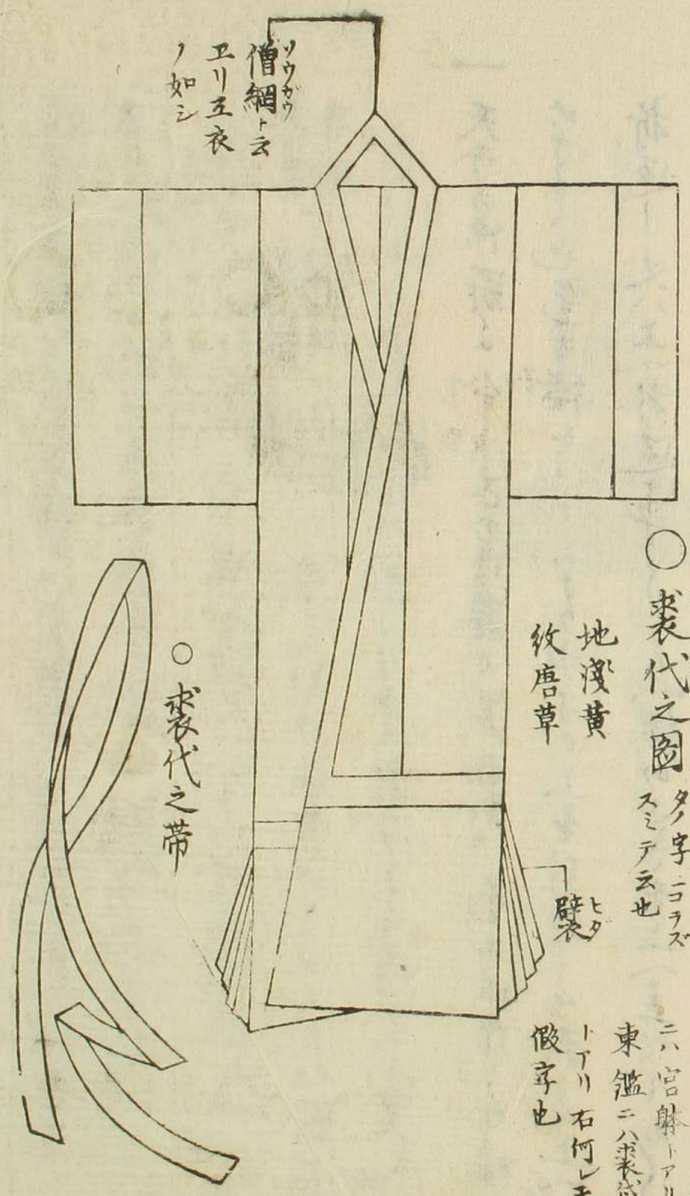

○裳代(キウタイ)之圖 タノ字ニコラズスミテ云也
地淺黄
紋唐草
三光院殿ノ記ニハ宮躰トアリ東鑑ニハ裳袋トアリ右何レモ假字也

一天子の御冠(カムリ)は御幘(ヲンサク)の冠と云物あり裝束拾要抄ニ云御神事(ジンジ)の
御時ハ御幘とて白き絹を以て無文の御冠の巾子(コシ)を結せ給ふ
云々無文の御冠とハ御冠を張たる羅(ロ)は菱形(ヒシカタ)の文なきをいふなり
尚の冠はハひし形ありの幘の時ハ
纓(エイ)を冠の後より巾子(コジ)の上を引越し
前まで上へ折返して絹まで結ぶ也

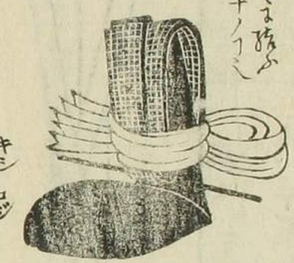

御幘乃圖

一天子の御冠は金巾子(キシコジ)の御冠といふ物あり是は内々の時
めさるゝ也是も纓(エイ)をうしろまり巾子の上を引越して前まで上へ
折返し又ハ上へ折返さずうしろへ纓のさきを上へ立てもおく
掛檀紙を合せて両面ともに金箔にだして中を切さきて巾子を

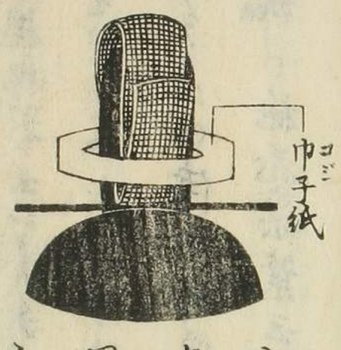

金巾子
御冠圖

入て纓を巾子にまちさきに置也
高倉家にて小の遠めハあれ
同し指之私ニ云近代ハ御幘
られば金巾子を用ひらる

一御引直衣(ヒキナフシ)又御下直衣(サゲナフシ)とも云天子常の御裝束也
常の直衣のぬくまで後のまそ甚もくして曳(ヒキ)給ふ故御
云冬ハ白綾(アヤ)文(モン)ハ小葵(コアフヒ)裏ハ縹(ハナダ)或ハ紫之裏ハ生綾(スヾシアヤ)色ハ
三重襷(ミヘダスキ)也裝束諸抄ノ趣ナリ紅ノ張袴をめす之女房の袴ニ同し野宮
御引直衣褻(ケ)の御服ニ御禁秘御抄ニ曰冬小葵(文ノ名色ノ名)襲の裏夏
臣下ノ御スソ甚長くて被曳ゆにより御引直衣ト称シ給ふ

御引直衣ニ紅ノ張袴ヲ召女房ノ袴ニ同シ長袴之太平記ニ紅ノ御袴ヲ切テ兵士ニ玉ハリシトアル此御袴也

山科堯言卿法引杏衣立上常著御裳三重襌（文ノ名）ノ綾染二藍（色ノ名）冬
白小葵（文ノ名）ノ綾白粉張常ノ杏衣ノナドヨリハ長クシタル物之裏ハ十ダ（縹）
或ハ紫也○高倉永福公云御引杏衣冬白綾法文小葵夏二藍
三重襌或法サゲ杏衣ト云　右ノ三卿ノ説ハ新井筑後守源君美在京之間三家ヘ問ヒタル時三家
法答ヲ記シ玉ハリシ書ニ見ヘタリ

一小口（コクチ）の法袴の事　西宮記云小口ノ袴冬附主上著之深紅入綿
或ハ之○大槐秘抄云ハまりあそバす時ハ小口の法袴とや物をめ
しそあそバすこれ小口の法袴ハ小葵の綾の紅の法袴括（クヽ）りを
さしれたるにハ○侍中群要云小口ノ法袴如（ナル）指貫者紅染綾
也或ハ入綿○梅花葉葉云小口法袴紅梅頗濃（ルコキ）色指括（スヲ）如（シ）

物具抄ニ紅梅タテ紅ヌキ白トアリ是ハ紅梅花ノ色ヲ以テ織也

大葵ノ莖高サ五六尺モアリ小葵ノ莖ノ高サ一尺六七寸バカリアリ

一措貫冬ハ練夏ハ生（スシ）　貞丈按紅梅濃色ハ紅ヲ云也　昔紅梅ト云ハ紅梅ノ花ノ色也

一紅梅ト云色二品あり上代ハ紅梅ト云ハ梅色ノ濃きを云是紅
梅花の色也後代ハ紅梅と云ハ赤ハ紫交ヲ赤ヲ是ハ
る色を云之織ヲハ緯（タテ）糸紫緯（ヌキ）糸ヲ織ヲ之源氏物語
などハ何ヲハ紅梅の花の色と心得へし

一綾（アヤ）の文ハ小葵と云文あり葵ハ大小あり大小共ニ花も葉も同く
て五月ハ花咲く罌粟（ケシ）の花ハ似たり　葵各も葉ある故各葵と云　大なる花
ハ緯二寸ばかり小き花ハ緯七八分ばかりもあり是小葵なり俗
ハ綾あふひと云大サ綾ばかりある也　此式の花あり

一裝束の書ハ穀（コメ）といふ物あり是ハこめありといふ物之羅（ロ）又ハ紗（シヤ）

のこゝぐひすて目のすきこゝろすき機物也生糸(キイト)すて織也

此織る物糸目ゆゑすてもみ糸の形のぬくなる故こめありと云也穀(コメ)これハこめありの字也穀(コメ)これハ五こくのこめの字也

似たる字偏の書れ糸ト糸トの遠形り

めゆゑなるも所り亀甲のぬし

一固文(カタモン)浮文(ウケモン)と云事文とハもんぐらの事也綾の文を糸をもつめてかたく織たるを固文と云糸をうつめて織たるをうけ文と云也うけ織とも云也

一浮線綾(フセンリヤウ)と云ハ綾(アヤ)の名也線(イトスヂ)ヲ浮(ウカ)ムル綾とよこて織紋の線(イトスヂ)をうつめて織たる綾也即浮織(ウケオリ)の綾の異名也

此紋を浮線綾(ーセンレウ)の丸と云ハの乃綾(アヤ)に多くハ此紋を織る故此紋をさしてかせんまやうの丸と云なるハしたる也古ハ此紋のこゝろも限らず外の紋をも織し也古今著聞集に永正五年四月廿二日の綾合の条にあでしこのかせんまやうに外の花をぬひさりけるとあり是ハあでしこをうけ織ましたる綾(アヤ)の事を云也又伏見院宸翰装束抄に上ノ袴壮年ノ人浮線綾(フセンレウ)ト称シテ白浮織物(シロウケヲリモノ)文(モン)ハ小石畳是ヲ霰ト云其中ニ有窠(クハ)文とも見へたり

一二重織物(フタエヲリモノ)又二倍織物とも書と云ハ織物(綾也)の上に縫物(綾也)をしたるを云也桃葉葉親王仙装束の条云指貫濃紫二倍織物地文亀甲上文(ウハモン)白浮線(フセン)

二重織物の時綾の文をバ地文ト云縫文をハ上文ト云也常ニハ綾の文をハたゞ文とばかり云

綾文(リヤウモン)云〻是ハ濃紫色の綾ニ亀甲を織たる也亀甲の織り文の上ニ白糸ニて浮線綾の丸を縫ひたる也法書當用抄云公方様軍陣の御旗袋ニ織物ニきりの丸を三所ニ付られし也丸ハ白地ハ赤きりハ白葉ハむらさき也元き也云〻重織物とハ二色ニ織物の事なる一桐の丸を織物の上ニ縫物にしたるなるべし

衣名 虫襖(ムシアヲ)表青黒ミ裏花田 比金襖(ヒコンアヲ)表青黄裏蘇芳 是モ蘇葉ニ見エタリ右ノ襖モ青キナリ

一 白襖(シロアヲ)と云色の事 胡曹抄ニ白襖水色となり此外にも襖の字付たる色ハ皆青くある色と心得べし襖(アヲ)ハ青の字の代ニ用ひたる也元来襖ハ装束の名也(おす)色の名ニハ非ざれども古ハ文字の吟味もなく青(アヲ)の字の代ニ襖(アヲ)の字を多く書たる也

一 縮線綾(シユクセンリヤウ)と云ハ古装束ニ用ひし綾(アヤ)ニ縮線綾と云名あり又志ゞ羅地(シヾラチ)とも云ちゞらをよせて織たる也(ちゞらとは糸ちゞみたる也)縮の字ちゞむともむ也地ニちゞみを織る也此ちゞらのあきを熨斗目(ノシメ)地の綾と云也(装束の出ニ此ちゞら地の綾のしめ地の綾と云るもあり)

一 繍線綾(シユクセンリヤウ)と云ハ繍(シユク)したる線ニ織る綾也繍の字の心を随分精しく念(子シ)を入たるを云也糸の二すぢニ念を入れ極上の糸ニて織る綾を繍線綾と云也

一 魚綾(ギヨリヤウ)の事 魚綾魚竜なとゝ古記ニ見えたり桃花蘂葉ニ魚綾(注ニ山鳩色トアリ)此比説のゆくなれバ魚綾ハ深緑の名と聞ゆれどそれハ誤なるべし平治物語ニよしひらハ生年十九歳赤地ニ魚綾のひたゝれとあり参考本ニハ様々色をねりぬきと有れたを

光大曰或説ニ云奥後とハ今の世あくこ地と云相ゑあくこゝハ奥の子の轉じたる也奥のはくこのゆくある殘と云きまて奥後とゆゑとそ此説なるに此やまなる記之

枕草子きさなけなる物の条にきぬのなえたるをいつれもきたなげなり中にわりいろのきぬこそきたなけなりと云ハうすきさをてよこれやすきやうれ

一 練色の事 明月記ニ云文暦二年二月九日春日祭中略 行光白織裡練色 東鑑巻四于時改以前活裝束ヲ練色水干 著素服給フ其外古記に其名出たり然れども諸の裝束抄に其名を出さず其説もなし 貞丈按するに 餝抄下 襲黄柄の条に云仁安二山二臨時客

或秘記曰尊者左大臣 徑宗 黄柄下重面薄黄如練色裏濃黄 抄色云々此文に據て考るに練色を白くして少薄黄帯たる色也 畧説に絹を練りたる白きまゝの色ともいひ或ハ赤き色とも云ハ出ありし 餝抄の文を證とまへし

一 練薄柄とハ練ハ生緯ハ練織ゆゑハ穀のごとくもぢりて織る也 緯の字を略したるなり と西三条裝束抄に見たり 穀ハこめあり の事あり

一 ぼうぞん色の事 牡丹色也 清少納言枕草子に ろぐびのまへに 露臺 禁中略殿の名也 うへこれたるぼうたんのうへにしきおのしき事しあぜくあり小村李吟の抄に ぼうたんハ牡丹之とあり 桃蕤蕊葉也 夜の色異説の内四月の衣の部にぼうたんおもて白うろ 和抄かさ称もあるに云々 蘆中四記に四月にハぼうたんとす

物めづらしく称美(ほめ)ぬるをいふ 綵賞(めでたう)もおなじ心ばへなり

一蒲萄(エビヅラ)染の事 日本紀天武天皇十四年秋七月乙巳朔庚午初定(ム)二明衣(昔ノ位ノ名 冠上)一 乙進位(ム)已上之朝服色(ヲ)中暑(ニ) 冠上(コキエト)深蒲萄(ム) 進位(ム)浅蒲萄(エビ)ノ衣服(ヲ)今日(ニ)九服色(ニ)者白黄丹(ワウタン)中暑(ニ)正(ム)蒲萄義解云蒲萄者紫色之最浅者也(モーモウスキモノ) 貞丈云是浅蒲萄也 ○延喜縫殿式云蒲萄ハ綾一疋(ニ)紫草三斤酢一合灰四斗茅(カヤ)灰四斗茅一疋(ニ)紫草三斤酢一合灰四斗茅灰四斗茅一斤酢一合灰二斤茅灰四斗茅一斤○按紫色ハ今世京紫と云色也蒲萄ハ今世江戸紫ト云色也草花ノ色ニタトヘテ云ヘル花

菖蒲(アヤメ)ノ花ハ紫也杜若(カキツバタ)ノ花ハ蒲萄(エビ)色あり 京紫ハ赤気(あかみ)ありて江戸紫ハ青気(あおみ)ありと云 蒲萄のごとを今人(いまびと)ぶだうと云 濃紫(コムラサキ)ハ色を元(もと)べにめと云 濃紫ハ色也 禁色(キンジキ)と云ハ一位の人の袍(ハウ)の色の袍を忌(いみ)て凡(すべて)人(ひと)の禁制(きんせい)と云ハ三位の人ハ浅紫の袍を忌て凡人の禁制と云ハ四位の人ハ深紫の袍を忌て凡人の禁制と云ハ五位の人ハ浅緋の袍を忌て凡人の禁制と云ハ六位の人ハ深緋の袍を忌て凡人の禁制と云ハ七位の人ハ浅縹の袍を忌て凡人の禁制と云ハ八位の人ハ深縹の袍を忌て凡人の禁制と云ハ初位の人ハ黄の袍を忌て凡人の禁制と云ハ庶人ハ黒の袍を忌て凡人の禁制と云ハ皆中紫の色を元べにめと云ハ皆浅紫の色を元べにめと云ハ皆深紫の色を元べにめと云ハ皆浅緋の色を元べにめと云ハ皆深緋の色を元べにめと云ハ皆浅縹の色を元べにめと云ハ皆深縹の色を元べにめと云ハ皆黄の色を元べにめと云ハ皆黒の色を元べにめと云ハ皆

一麹塵(キヂン)と云色ハ萌黄(モヘキ)の黄のごとある色ニ 俗(ヨキン)ニ各(オノ)ト云

一海松(みる)色(イロ)ハ緑(ミドリ)色ヨリ黒キ事ありて云木賊(トクサ)色ヨリ黒キ色ニ 俗ニアヰ井ニ ミル千ヤト云フ色十リ

一 朽葉（クチバ）と云ハ黄色のうるミ（潤）ある也 俗ニキガラ千ヤト云 青朽葉と云もあり
黄朽葉と云ハ赤き朽葉色ニ

一 羅（ラ）の織（オリ）目 緯（ヨコ）ぬきて一文字（タテ）縫ゆくひし〳〵ニ

一 裝束抔ニ平絹と有ハ今世俗ニ羽二重（ハブタエ）と云ニ比ス 裝束ハ古ニ比ス

一 冬の裝束ハ綟（モジリ）織（オリ）にてあつめきぬ（袷）の裏の裝束ハ生糸（キイト）綟（モジリ）りて織てあつめきぬ（袷）也 表衣（ウハギヌ）ハ袷（アハセ）ニ同ジ

一 袴（ハカマ）ハ表袴（ウヘノハカマ）ハ用ゐず 又五位六位の裾表袴（キョウノハカマ）ハ用ゐる也

一 敕使 緑之中ニ萩 筥形（ハコガタ）織物 唐衣（カラキヌ）トアリ 又管見記ニ云 臺盤

多下襲（シタガサネ）用之 此ニ定文（ジョウモン）ニ定ス 文（モン）ハ何ニテモ 台別記 久安五年九月廿五日

一 裝束ニ筥形と云裝束の文の名目抄ニ云 筥形ハ文（モン）ニ定ス 文（モン）ハ何ニテモ

二年四月廿二日 八幡行幸 三位中将實雄著 松重下襲（松重ハ重ニ作ル）

文筥（ハコ）ト云ハ松枝ヲ筥形ニスル也 一筥形ニスル也 ト見タリ

花葉の類折曲て文（モン）ニ付也 何ニ定ムルニ

形◇の如ある物を付ハ古の筥形を知ずしてハ定ムルハ

推量ニて拵ルなり用ゐることもあるのれ

一 仟（イッキ）ニ染（ゾメ）とハ疋（ヒキ）ニ大一仟を以て一匹の絹を染ることを云ある儀式

物語ニ安藝判官ハ一仟染（ゾメ）の狩衣と云ハ練（ネリ）の事也 色ハ何色と限らず

一 片（カタイロ）色の事 世俗ニ片色と云ハ

疎の地質目地位の宜〳〵きを片色と云也

一 まうそんの織物の事 室町殿行幸記ニ云 まうそんの織物一疋

とあるニ又太平記中ニ取ル 金系伝 曳大将軍 正二位大納言源

治承三年三月三日山槐記云 右衛門權佐光長 装束一仟染立烏帽子トアリ

室町殿行幸記 二條文下書タリ

女房故実事二云四月一月の間ハ[illegible]もの帯もまとうもんもそれ

表ニ従フ字ハ皆カドアル意也

枕草紙ニ[illegible]

朝臣義詮ハ[illegible]の[illegible]のおり物のきぬきまおのきぬを出し者の表衣也又蘆中旧記云四月一日以小袖[illegible]のおりものおりさんめしはべりさんのたぶひまてはとあり[illegible]とハ綾の事之綾文(レウモン)と書(レウリウ)音通ずる也綾文ト云ハ平絹(ヘイケン)に對して[illegible]也平絹ハ今云羽二重ナリ綾文ハ地なるめて糸の残方高くなる故糸(イト)に麥(ムギ)に似ふ意まて綾文と云平絹ハ地平まして極上の絹也有文を綾(アヤ)と云[illegible]を平絹と云と裝束抄に云えたり枕草子にも[illegible]の表袴(ウエノハカマ)と云事あり[illegible]と云ハ[illegible]の[illegible]綾(レウ)と云ハ綾まて浮線綾(フセンレウ)[illegible]線綾(ジユウセンレウ)と云事綾の残方まての名なり

一裝束ニおと云事あり和の[illegible]衣などの類之是ハ砧(キヌタ)まて[illegible]也後世ハ板引(イタビキ)にかへても古の儀にまかせて[illegible]と単て裝束のうちに[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ板引を[illegible]

一板引(イタビキ)といふハうるしぬりの板に絹に糊(ノリ)を付て[illegible]て引[illegible]せバ光出る也蠟をぬりこるのぬし平絹モ綾モ板引にスルナリ

一引倍(ヒキヘギ)文ともひへきとも云ハ板引のまつ板にもりて引へがす故引面ぎと云

一螢(ミガク)螢ノ字ヲ畧シ用ユ又[illegible]ヨウト云ニ螢ノ字ヲエウトヨム仰タリとも云ハ張る絹を見まて[illegible]て光[illegible]を出[illegible]を云也

一衣文(エモン)の始のまつ裝束ヲ付ルト云事也續世継物語巻八[illegible]の巻[illegible]大将殿ハことの外[illegible]衣文[illegible]をぞこの[illegible]のきぬなどのなるのきみじのきなどのなど

この大将殿とハ花園左大臣有仁[illegible]也父ハ浦仁親王也後三条院[illegible]孫後白河院ノ[illegible]

こましのふたへてめ誂てその後にまぎれぬやうなる大かた昔ハ家々の事も
志らでさしぬきもなべて見らしもこちくぬる事もなかりなれど
この比ハそれぞ家ほしき狩衣あまたなどおりくかりて侍るめれ白河
院ハ殊さらぞく余る人などきのづのうつくしびなどし余らせけ
れハさのみあくがれぬかざりもし侍りしのみならく世にあまねくなんと云て神皇
正統記に鳥羽院は容儀めでたくましましければきらをも好せ給ひ
ろまりや装束のこともなり天皇もしのびたるなど云事も
出来にき花園の有仁の大臣(オトド)又容儀あるへまて衣文の事ハ世にすぐれ上下なふ
ど風にありなけるとぞ申ける　貞丈云衣文と云事の始まりぞかし昔ハ装束こちくするをなくぞろふなり
くさしてむとも好くぬる事ハなくひくあれまでなど
いろゝまて今世のだきんのめくまでありしとあり

一紋(モン)を丸の内に画る事ハ永正年中　立雪斎か画し諸家紋の
外に丸を画さるハなく只ひろき家紋の外に丸を画くるハすくな
人の好くてまゝあるにや室町殿の紋ハ五七の桐にて丸なし其も諸家
紋ニ云ふ宗五大双紙に公方様は腰指ハ桐目貫丸の内　つぶ
桐焼付又云公方様は太刀ハ桐目貫杉の如く丸に桐やすけ又
御剱ハ桐目貫丸の内桐焼付とあれバこれを丸ハ丸なき
紋も好まるにて丸を用る事もありしなるべし諸家紋に源
氏の紋十文字あり何比より丸の内に笹勢もなき十文字
ましありしせ

一擡練(ロイ子リ)と云ふ源氏物語初音の巻にひきのてなく思ききいたるの

さびくしくすくるゝ云々同ゆどり木の巻にきすげなるわそなぐども
しろきかい祈りなどゝ云々 栄花物語出裳(モギ)差の巻にいやきさましたる
女どもくろきかいねりきせて云々 掻(カイ)練(ヌリ)と云ハ祈らざる生(スシ)の絹に
對して練さる絹を掻練(カイヌリ)と云之 掻字ハ虚(キヨ)字之 掻の字に何の心も
なしたゞ調したとへバ 行くと云るをかいゆくと云 破ると云るを
かいやると云 羲(コム)ると云るをかいこむと云 付るといふるをかい付ると
云 故也 然れハ古代の絹に練りたる絹の事を掻練といひしなり
法の裳束抄どもに掻練を 赤き色のるとしてさまぐの説あり然れ
ども色のるにハあらず 祈りたる絹の事之 白きかい祈り 黒きかいね
るとあるを以て志るべし 又紫或 朝之日記に
かいねりハくるをあるともあり色ハ何色にも深べし

一 裳束の事に 差る衣の事 白衣之束帯の時ハ天子より臣下
に至る迄一つ着りに差なる也 一つ着りとハいくつさるとも上にさる
物の着りに下の衣の着りを包ふ
くして一つきさる
ゆうに見せるし 衣冠の時ハ三位以上ハ二つ着り四位以下ハ一つ着り之
當色(タウシキ)といふに二ツあり一にハ位袍(イホウ)とて位階(クライ)に相當の色を云 然り
位袍トハ一位深紫 二位三位浅紫 四位深緋 五位浅緋 六位深
緑 七位浅緑 八位深縹 初位浅縹 是令(リヤウ)ト云 書ノ中 衣服令ノ定法
ナリ是ヲ當色トモ云也 二にハ禁中に公事を行ハるゝ不手役を勤る者に
裳束を公(ヲホヤク)より配(ヤバ)り當(アテ)て賜るるあり其れを當色と云之 餝抄
に舞人(マヒウドノヲミ)小忌(ヲミ) 自糸級ノ条々云 仁平元十一廿五秘記曰 臨時祭舞
人隆長少時青摺(アヲズリ)私に調之 當色頸紙(クビカミ)不合期(ザルガフゴセ)故也 下畧 又摺
袴ノ条に同 以公物(テ)著用之(ヲ)但下(ジク)袴津賀利(ツガリ)糸(イト)ハ私用意之(ヲ)云々 中畧 仁
平元十一廿五或秘記曰 舞人隆長少将 摺袴 當色津賀利(ツカリ)組私に偕之 濃袴(コキ)

舞人下襲有半臂ノ条ニ云同可用公物ト云ニ三臨時祭設厳敷舞人給也或壮年結髻之人私調之著用非無先例同書曰仁平元十一廿五或記曰臨時祭舞人隆長卑賤當色下重

私ニ儲之當色ノ袴ハ無咎歟

此文公物ト云ヒ又當色ト對シテ私ト云ヘリ兼悪之故也

然レバ當色ト云ハ即公物也此文意ヲ以テ案ズルニ其後ニ公(オホヤケ)ヨリ配リ當テ賜(タバ)リテ著スル服ヲバ惣(スベ)テ當色ト云ナルベシ儀式

部類日記栄花物語等ニ上東門院御産ノ事ヲ書ル幸ニ宮ノ下ルモ公ヨリ賜リタル白キ袍ヲ綠ノ袍ノ上ニ覆ヒ著タレヲ云也

也御産屋ニハ白キヲ用ル故公ヨリ白袍ヲ調ジ賜リタル

也サレバ白キ當色ト云ヘルヘル也

武家ニテ召連ル白張著タル中間ヲ當色ト云モ主人ヨリ白袍ヲ調(トヽノヘ)テ賜(タマハ)ル故當色ト云ナリ

俗衣(ソクイ)ト云ハ白キ狩衣ヲ裁縫(サイホウ)皆ヲヲ布(ヌノ)本也或ハ生絹ヲ是

を著る衣單(キヌヒトエ)ヲ衣單(キヌヒトエ)ナド重ルコトハナシ

一褐衣(カチエ)トハ随身(ズイジン)の著る服ニ

さぎる袍ニ紋をぬひ出すも狩衣の

の形を出すも一様狩衣の両腋(ワキ)を縫(ヌヒ)

古書ニ褐(カチ)ト云ルヲ有ハ是ハ綾(アヤ)ハ馬尾ニテ扇ヲ開タル形ノ如ク作タル物冠ノ両方ノワキニアルナリ

白張ト八別ニ白張モ白布ノ狩衣ナレ共是ハノリ

一小袍(コハウ)ヲ宗雅卿記ニ仁治二年正月普今上階下御加冠ノ日也次召内蔵頭顕氏朝臣ヲ著當色ノ注云當色袍面表同色無

又云小袍ハ堂上元服之日始冠ノ人著用之スル也

鞢(ヒラ)袖云ヽ台記久安六年正月能冠右中弁光頼朝臣著(キス)袍

小袍ヲ云ヒ小袍ヲ云ハ常ノ袍ヨ
小袍ト云ハ袖口ノ一幅ノ
ハタ袖ト云
一指子（サシコ）ト云ハ平絹ノ指貫也サシコトハ指貫ノ小袴ト云事アリ
今世有文（ウモン）ヲ指貫トツケ
ヒヲ文アルヲバ指子トシテ差別ヲ
云ヘル本ハ一ツ也有文ト云ハ紋ラヽアルヲ云ヘリ
一袍（ハウ）ノ襴（ラン）ヨリ入紐（イレヒモ）ト云ルハ古ハ袍ノ襴ヨリ紐ヲ付ヨリ人ノ知ヌ
事ヘリ江次第内弁細記裏ヨリ元日ノ内豎（タテ）ニ柔立（ヤハラカニタテ）御式（ミシキ）ノ司
兵乃弁（ヒヤウブノベン）ノ二省丞来立（ヨリタツ）注云近代昇（ノボル）自階不（ヨリ）可然（シカラス）檀下（ダンカ）置（オク）少石
踏之昇也仍此日二省丞表衣襴（ヒヤウイノラン）放（ハナチ）緌（カケヲ）又古今六帖組草枕
結（ムスヒ）ヲ忘（ワスレ）ナヒク（ムスヒ）ヲ云ケザウマヘハトノ（ムスヒ）ヲ云ヒ今ノ

袍ハ領（エリ）ノヽ入紐アリ古ノ袍ハ襴ノツケモ入ヒモアリ襴トハ
キヌヽヽル横幅ノ布（ヌノ）ヲ入紐ヲトヽノヘ入紐ヲヽロス
一細長（ホソナガ）ノ事童子童女ノ着ル幼キ時ハ着用セラルヽ也女官
餝抄云乗輿（ワラハ）ノ細長ヲ着ル也皇太子幼童ノ時ニ着ル
白綾物也源氏水源抄云未通（オトヽ）女ノ着ル物ト云ヒ狩衣ノヤウ
ニテ身一幅袖左右二幅ヲ縫テ紐ヲ
ソヘタヽ三ツヽヽリ也ト云ヒ延慶四年園大暦云衝細長ハ身長四尺五寸ハ身廣
六寸五分（ヨスン）ハ頸上四寸下四寸ヲカキ衝袖引立一尺七寸衝袖ヲハ引立ス
又公賢公日記云細長身一幅袖左右各一幅ヲ付テ身ノ長
四尺四五寸袖ノ長一尺六七寸ノ由見ヘタリ服餝漫語ニ云

引立トハ袖ノ長サ也

細長の事二ツ有女房の其小褂の上に着る物にて小褂の
めくまてあらはしびのあき物也童の裝束に細長といへるハ陸
王らくそんの袍のさまし云る水干の様に衿(エリ)に長き紐付たる也
云々又源氏水源抄云若きんだち女御參のときをとあしきも
着用せる也女房裝束抄云用細長の時不用袙袴(女子ノ時ノ下ノ)ホ云々女
房の着用せる細長はおくびなき也幼童の時も男女着用せる細長
ハおくびある也此差別あり又保元三年正月廿九日兵範記云
關白殿才三若君御元服御裝束細長袍指貫ヲ召云々
男子之時ハ細長すべし貫を用られ女子の時ハ袙袴をぞ
用られぞ男女にて着用差別あり

一練(ヒヤリ)の事新野問答云後絹(アヤキヌ)ホを称りたるを練(ネリ)と称し不練ハ生(スヽミ)
まてハ練(ネリ)貫(ヌキ)ハ生の糸をたてまして練たる糸をぬきとして殘たる
絹を練貫と称して十六才以上卅才迄ハ此小袖を束帯の下に
用中ハ練貫と申べきを児女子の事ひ称りと斗略して申ハ
うへきれて人ことに称りと斗申ハ事と存ハ云々今世にねり
と斗云ハ練貫の地の厚き也

一武家内衣の出れ雜々少出云杢垂の下の小袖とて別に有り
誓ひ不下ありて大きびらの時ハ必白小袖之云々別に誓ひ事なし
[illegible]
[illegible]
御成ハ弟故実云武家の式正の時ハ大帷
の下に白き小袖めしハ又云杢垂の下にめしハいん小袖ハあり

すじも不苦は其外小袖同前おり相ゆめく有事なる也は禁
裁すれは又は供故實云杢垂の下にめしはいん小袖はおりすじ
其外深小袖ふ苦はおり相はゆめく其まじきるすれは又縁ゆゑ也
異本云大帷の時は白き小袖を着は袷も同前又素おの時は何
れの小袖も不苦但おり相あど着るすは不可有之同に立異
相あるは着はゆすじくは又奉公覚悟之事云男の夏の晴(ハレ)は
白帷子也若庇は別後也又法成次第故実云大帷の時
めしはいんぢる小袖白小袖すれは袷に同前云々。伊勢守
貞國朝臣の像杢垂の内衣かけるべきの小袖に花色小袖を
重手着せられし躰見へたりされば武家式正大帷を重るときを云の時

は白小袖常は何色すれも着用帷子の時は白帷子常は何色に
ても着用也常も表(ウワギ)着と同じ色の常をもする也

一 直(ヂキトツ)綴と云は入道の着まる相すれ是者の僧(ソウ)衣(コロモ)也

一 浅(アサグツ)沓(アサイグツ)は木すれ作る桐の木を彫(ホ)り作る也但是の甲と下二ツ
志て合まる漆すれ思くかたくぬる也浅沓の形左のめし

公家すれ
者よはの
ゑく沓也

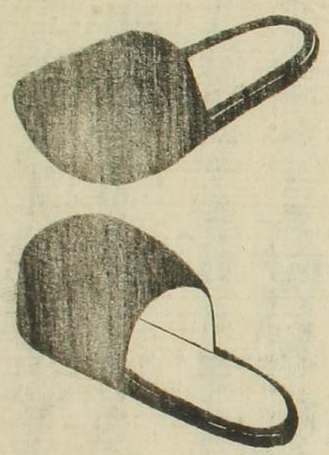

公卿のめしは浅沓は底を
下襲と云裝束のきれすれ
ある也武家すれは何乃
きれすれもある也平緒など
を用也

右の浅沓武家すれも式の大的の時もくく也

武具之部下見合

一 鼻高（ビカウ）といふ沓ハ皮にて作り鼻を高く持上げて作る物也

一 深沓（フカグツ）ハ靴（クツ）といふ沓の事也物具抄に靴深沓同事歟云々靴の絵圖ハ裳束抄圖式に見えたり畧之

一 袖括（ソデグリ）の事狩衣水干長絹直垂等皆袖括とて袖口を結ぶ大針小針交て刺也（今世武家の直垂ハ袖括なくして袖口の形に結をなして露と呼ぶ是古風にあらはいまも公家に用ふるくハ袖括あり云々と云ハ元袖括の結の絵の作りを云也）袖括ハ狩衣より起る也狩衣ハ鷹狩の時鷹飼（今の鷹匠なり）の着る服也袖の内きもとてハ鷹を法ふに妨（サマタゲ）になるゆへ袖を手くびに絞（シボ）り寄せて袖括の結をもとめて結ぶ也水干長絹ハ庶人（庶人とハ禁中に奉公せぬ者の人を云々）の服にてあれバ臨時に手をつかひまたこくべき為に袖括の結を

鎧直垂に袖括あるハ古風なり

設ふる也又公家の小直衣（コナフシ）ハ一名狩衣直衣とも号して狩衣の事そに襴を付たる物也元狩衣より出たる物なれハ狩衣の如く袖括もある也半尻（ハンシリ）と云裳束も狩衣より出たれハ又同しく袖括りあり

昔の夜具に直垂（ヒタヽレ）と云物あり夜具のもとハ衾（フスマ）とて四方なるものゆへそれを被りて寐（イ）ぬる也天子をもしめ皆如此ありし也然るにいつのほより歟衣の如く領袖（エリソデ）を付たる物出来たり其形直垂に似たる物なる故直垂ぬぎまとハ名付たるを略してひたれとのこいひ習ハしたるゆへ畫（ヒル）着る直垂とおなし名に成しなるし夜具の直垂の事古出に無し見えたり右の事

をこゝろく心得て古へ杢垂と云しハ枕具のなりて昼暮用ゝ服を
杢垂と云ハ不審之後代出来し掛なるべしと云説あるハさゝのさ酒
なり夜具の杢垂ハ後に出来て手形の杢垂に似たる故杢垂（ヒタレ）
念（ブスマ）と名付しなるべし是此杢垂ハ昔よりあり来りし也

一 婚礼（コンレイ）の時にあふかたぎぬなどに肩のあたりに子持筋（コモチスヂ）とてふとき
筋と細き筋を付るなり今時世上法のめくに成たり古ハ著て
出きなり旧記にハ見えずある説に昔猿（イノクマ）熊大納言と云人
おしの此人の裳束にかの筋を好き用ゐれしを今所世にゐの熊
筋といひ伝り此人子孫多なりし故後にハ子持筋といえり
依て婚礼にハ必此筋を用ると云く猿れとものの大納言何の

時代といふなるも知れず何の書にも見えず用ひかたきなるべきぞ
ゆとき筋をおや筋とし細き筋を子筋として子持筋とハいふ
なるべし後世の作意なるべし足利厳時代の旧記婚礼式法の書
に子持筋用ゐるなり那し

一 火（クハジ）なる裝束と云ハ古ハなし火なるも古よりあるなるなれどもまれの
なる也今江戸ハ鉢の外繁花にて人家多き故火なるハ一月の内に
度々あり依て火消の役人ありておのづから火を防ぐ裝束出来
さるゝそれも始ハ草阪巾（カハヅキン）草羽織を用ゐしかの次第くに結構
にありて今ハ羅紗にて火なる裝束を作るゝ也今のものも
後にハ古よりあて掛の様に人の思ふへ今れハ是を記しおくゝ

雜記五

六十五終

一凡裝束を着するには先袴を着る左の足を先に入て次に
右の足を入て袴を着まくまて折まて着て掛て裝束の上を
着する也先左手を通し次に右の手を通す也掛袴の前腰をゆひ
次にうしろ腰をゆふへし此着する事順也逆は忌む事
也袴を先に着て次に上を着るは逆なるゆへなれども逆にすれども
ぎ順也天の地をおれかに かさどり上なる物は下をおれかに是順
也袴を先に着ておきて次に上を着れは上にて下をおれかに是理
なり又左より右へめぐるは順也右より左へめぐるは逆也故に左手
を先に通し右手を後に通す也袴を足をふみ入るも左を先に
入れ右を後に入るを順とするなり此順逆を云て順を好み
逆を忌むは拘いまひ也するには右ゆへ凶事をなすゆへ吉
凶を分るは礼也吉礼凶礼混雜まべからは右裝束着する大法也

貞丈雜記巻之五